
みやこ町第2期障害者計画

(平成30年度から平成35年度)

みやこ町第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画

(平成30年度から平成32年度)

平成30年3月

みやこ町

はじめに

近年、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法案の成立、障害者差別解消法の施行、改正した発達障害者支援法の施行など、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、住民の皆さまの価値観やライフスタイルが多様化する中で、障がい者の意識も変化し、地域における自立や社会参加への意識がますます高まってきております。

このような中、みやこ町では、社会情勢や地域の実情に応じた障がい者への取組を行うため、みやこ町第2期障害者計画を策定しました。本計画では、前計画の基本理念「互いに理解し 支え合い ともに生きる」を継承し、障がいの有無に関わらず、お互いに支え合い、地域とつながりながら住み慣れた町で地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指してまいります。

みやこ町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく必要な障がい福祉サービスや相談支援が計画的に提供されるよう、平成32年度までの目標値を設定し、体制や推進のための方策を定めることといたしました。

今後は、本計画の目標達成に向けまして、関係機関や協力団体等との連携を密にしながら全力で取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきましたみやこ町障害福祉施策検討委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査等でご意見をお寄せいただいた住民の皆さま、関係事業者さまに心からお礼申し上げます。



平成30年3月

みやこ町長

井上 幸春

目次

【みやこ町第2期障害者計画】

第1章 計画の概要 1

(みやこ町第2期障害者計画 みやこ町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 共通項目)

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の法的位置づけ	3
3	障がい者の範囲	4
4	計画策定の流れと体制	5
5	計画の期間	6

第2章 障がい者を取り巻く現状 7

(みやこ町第2期障害者計画 みやこ町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 共通項目)

1	人口の状況	7
2	障がい者の状況	9
3	医療の状況	16
4	数値目標の達成状況	19
5	アンケート調査結果について	22

第3章 計画の基本的な考え方 35

1	基本理念	35
2	基本的視点	35
3	基本方針	36
4	施策の体系	38

第4章 施策の方向と展開 41

1	生活支援の充実	41
2	保健・医療の充実	49
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進	53
4	雇用・就業、経済的自立の支援	56
5	生活環境の整備	59
6	情報化の推進とコミュニケーションの支援	61
7	安全なまちづくりの推進	63
8	差別の解消及び権利擁護の推進	65
9	行政サービス等における配慮	69

【みやこ町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画】

第1章 障がい福祉サービスに関する数値目標 71

1	施設入所者の地域生活への移行	71
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	72
3	地域生活支援拠点等の整備	72
4	福祉施設から一般就労への移行	72
5	障がい児支援の提供体制の整備等	74

第2章 障がい福祉サービス 77

1	訪問系サービス	77
2	日中活動系サービス	80
3	居住系サービス	84
4	相談支援	86
5	障がい児支援	88

第3章 地域生活支援事業 93

1	理解促進研修・啓発事業	93
2	自発的活動支援事業	94
3	相談支援事業	95
4	成年後見制度利用支援事業	96
5	成年後見制度法人後見支援事業	97
6	意思疎通支援事業	98
7	手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成事業	99
8	日常生活用具給付等事業	100
9	移動支援事業	102
10	地域活動支援センター基礎的事業・機能強化事業	103
11	その他の事業	104

第4章 計画の推進 107

(みやこ町第2期障害者計画 みやこ町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 共通項目)

1	関係機関等との連携	107
2	庁内推進体制の整備	107
3	計画の点検・評価	108
4	計画の周知	108

1	みやこ町 ^{まちしょうがいふくししきくけんどういんかいせつちようこう} 障害福祉施策検討委員会設置要綱	109
2	みやこ町 ^{まちしょうがいふくししきくけんどういんかいいんめいぼ} 障害福祉施策検討委員会委員名簿	111
3	きくていけいか 策定経過	112
4	ようごかいせつ 用語解説	113
5	みやこ町 ^{まちやくばれんらくききちらん} 役場連絡先一覧	118

***** 「障がい」の表記について *****

本計画では、原則として、「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記しています。

だい しょう
第1章
けいかく がいよう
計画の概要

(1) 障がい者福祉をめぐる国の動向

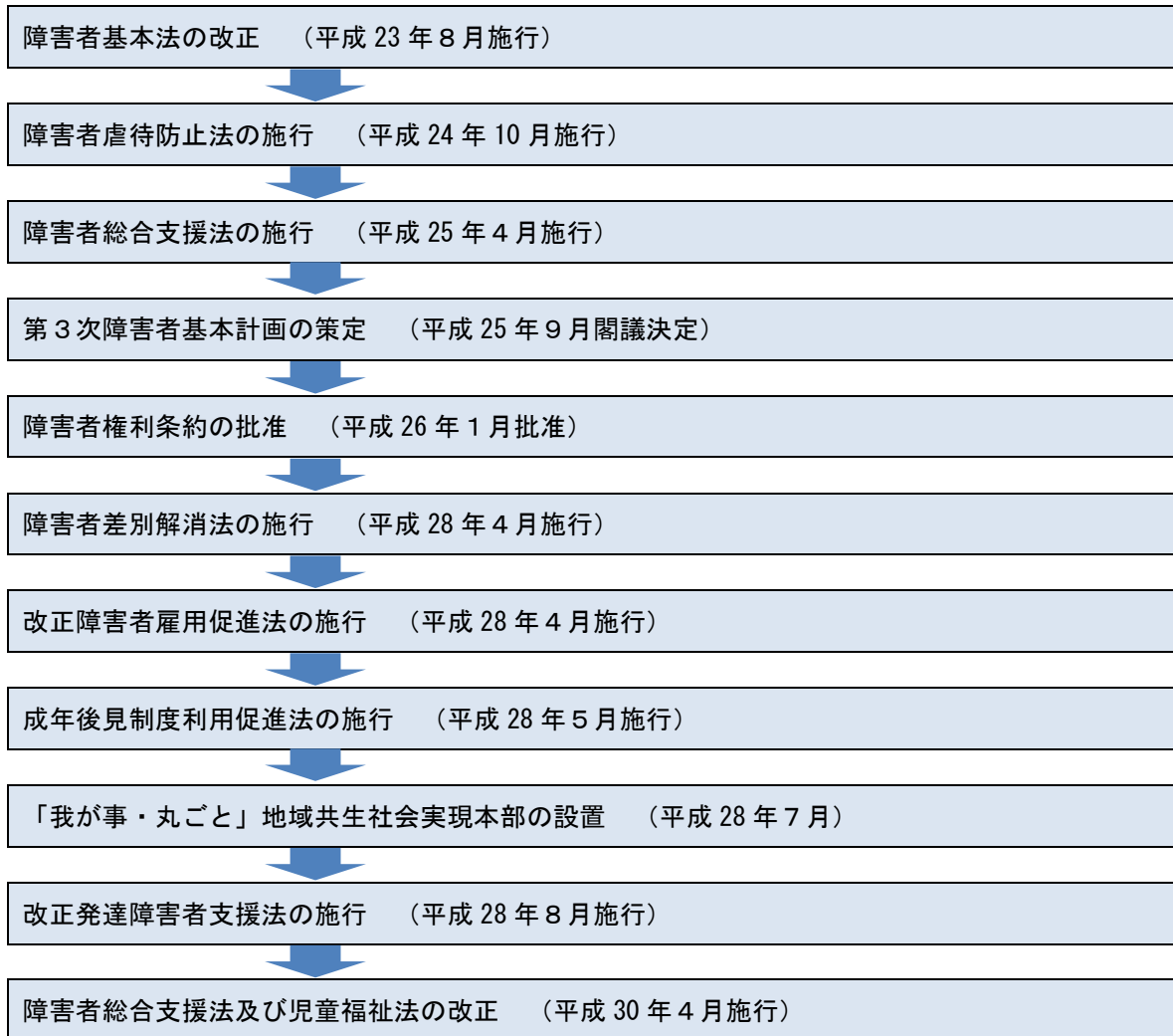
近年、国では、障がい者福祉制度の改革を推進しています。平成 23 年 8 月には、障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした障害者基本法を改正し、平成 24 年 10 月には「障害者への虐待の禁止や予防を内容とした障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行、平成 25 年 4 月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行、さらに同年 9 月には「第 3 次障害者基本計画」（平成 25 年度から平成 29 年度）を策定し、基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重）、安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の 3 分野を追加しました。

平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成 25 年法律第 65 号）」が施行され、また、平成 28 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成 25 年法律第 46 号）」の一部施行、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法、平成 28 年法律第 29 号）」の施行、平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成 28 年法律第 64 号）」の施行等、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成 28 年法律第 65 号）」が公布され、平成 30 年 4 月からの施行となりました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組み等が新たに設けられました（平成 30 年 4 月施行）。加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障がいの報酬改定等、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

■ 近年の主な障がい者政策 ■



（2）みやこ町における計画策定の背景

本町では、障がい者施策を計画的、総合的に推進するための指針として、平成 20 年 3 月に、障害者基本法に基づく「みやこ町障害者計画」（計画期間：平成 20 年度から平成 29 年度）、平成 27 年 3 月に、障害者総合支援法に基づく「第 4 期障害福祉計画」（計画期間：平成 27 年度から平成 29 年度）を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。

このたび、みやこ町障害者計画及び第 4 期障害福祉計画の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえて、新たな「みやこ町第 2 期障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定することとします。

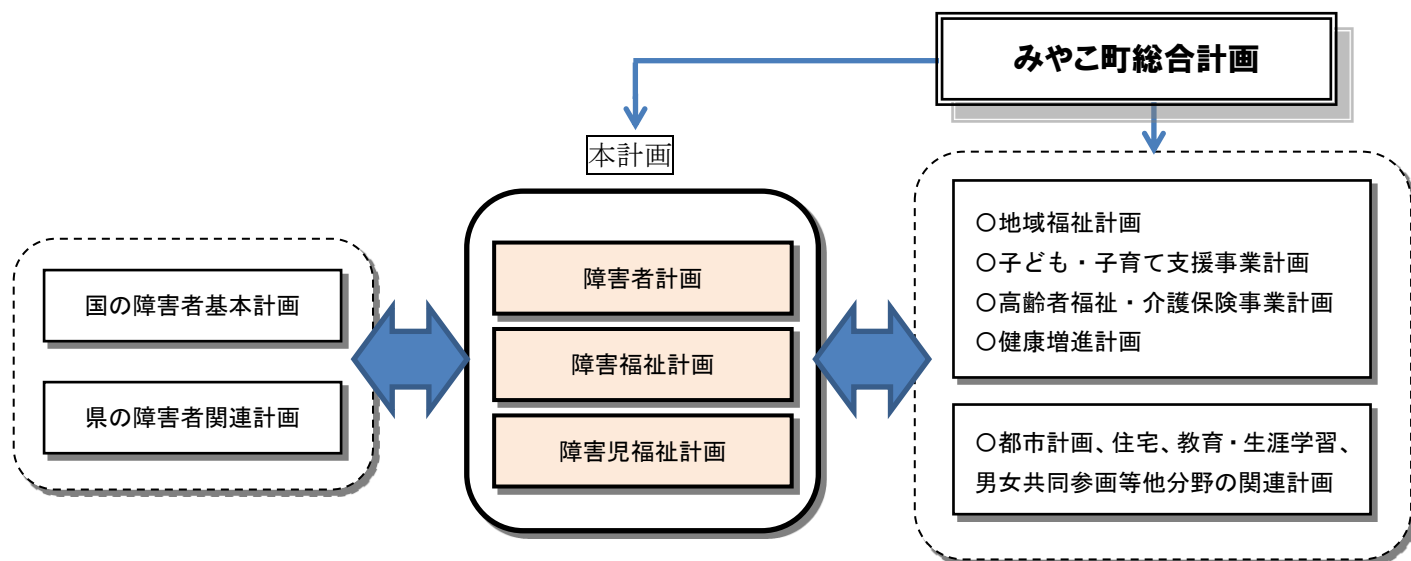
(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第 11 条）に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法（第 88 条）に基づく「市町村障害福祉計画」、さらに児童福祉法（第 33 条）に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策に関わる理念や基本的な方針を定めるとともに、サービス必要量を見込みます。

	障害者計画	障害福祉計画及び障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条）	障害者総合支援法（第 88 条） 児童福祉法（第 33 条）
目的	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること	障がい者及び障がい児が日常生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービス等の給付、その他支援を行い、福祉の増進と安心な社会実現に寄与すること
国	（第 3 次）障害者基本計画 平成 25 年 9 月策定 計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 都道府県・市町村が参酌すべき基準を示すもの
町	第 2 期障害者計画 計画期間：平成 30 年度から平成 35 年度	第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画 計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障がい福祉サービス量の見込みとその確保策を定める計画（計画期間は 3 年 1 期）

(2) 関連計画との関係

策定にあたっては、町の最上位計画である「みやこ町総合計画」をはじめ、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、他の関連する福祉計画と整合性を図ります。



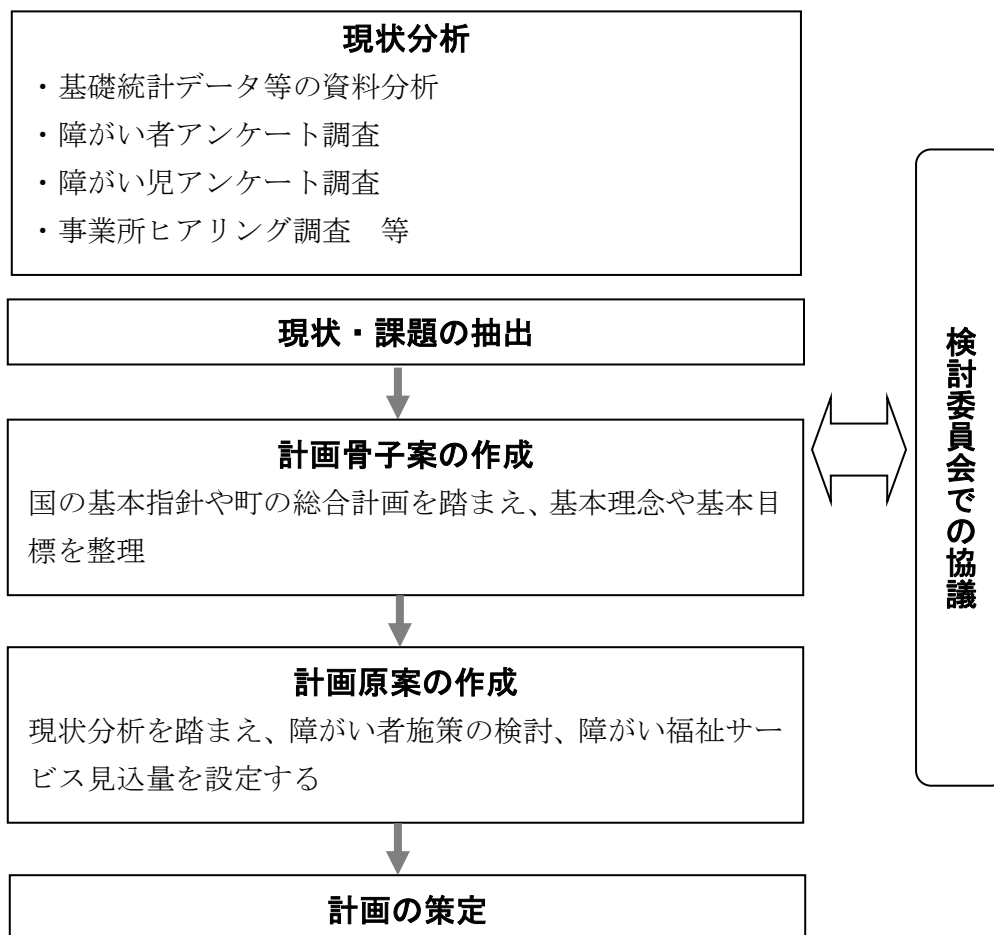
3

しょう しゃ はんい 障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがあるものであって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと規定しています。

このことは、障がい者が受ける制限は機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする、いわゆる「社会モデル」の考え方を示しています。「社会的な障壁」については、障がい者が日常生活または社会生活において受ける制限となるような、事物、制度、慣行、観念その他一切のものと規定されています。また「障害者総合支援法」の施行に伴い、制度の谷間を埋めるべく、難病等の方々も障がい者の範囲に加えられました。

本計画の策定にあたっては、広く住民の意見を反映させるため、障がいをお持ちの方に対するアンケート調査をはじめ、学識経験者、住民代表、各種団体代表者、施設事業者からなる「みやこ町障害福祉施策検討委員会」を設置し、委員の意見を適宜反映させながら計画策定を行いました。





「第2期障害者計画」

町が進めていく障がい者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。障害福祉計画及び障害児福祉計画（3年ごとに見直し）と整合性を図るため、平成30年度から平成35年度までの6か年の計画とします。

「第5期障害福祉計画」

障がい福祉サービス等を中心とした提供体制の確保策を定める、平成30年度から平成32年度までの3か年の計画です。

「第1期障害児福祉計画」

今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています。障害児福祉計画は、障害者総合支援法に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができることになっており、本町でも「第1期障害児福祉計画」を一体的に作成するものとします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
		みやこ町障害者計画 【H20～H29】										第2期障害者計画 【H30～H35】					
		第1期 障害福祉計画 【H18-H20】		第2期 障害福祉計画 【H21-H23】			第3期 障害福祉計画 【H24-H26】			第4期 障害福祉計画 【H27-H29】			第5期 障害福祉計画 【H30-H32】			第6期 障害福祉計画 【H33-H35】	
												第1期 障害児福祉計画 【H30-H32】			第2期 障害児福祉計画 【H33-H35】		

だい しょう
第2章

しょう しゃ と ま げんじょう
障がい者を取り巻く現状

第2章 障がい者を取り巻く現状

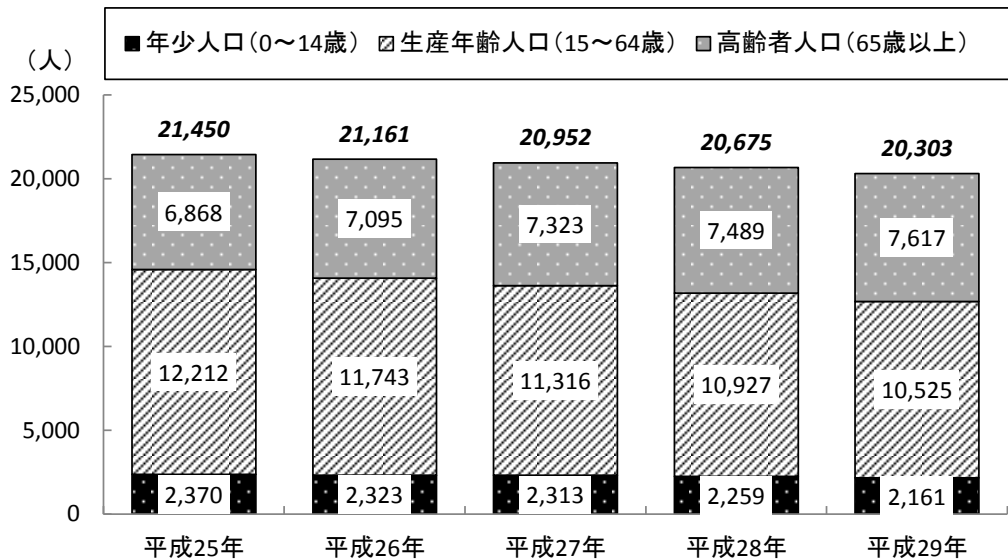
1

人口の状況

人口の推移をみると、本町の総人口は減少傾向にあり、平成25年から平成29年まで毎年300人規模で減少しています。その一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は平成29年で37.5%と年々上昇を続けています。

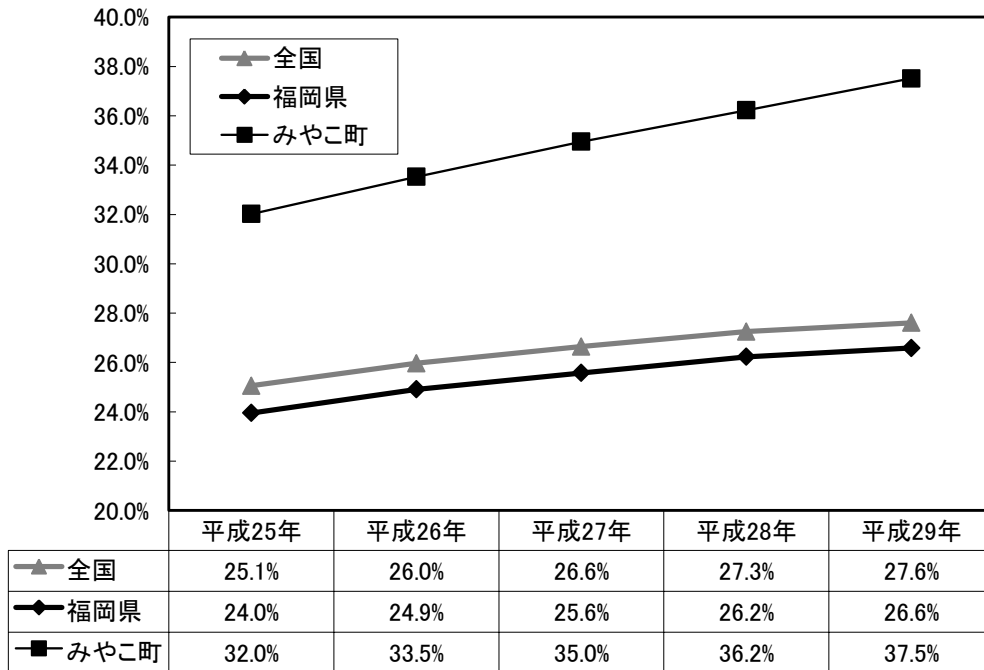
また、本町の高齢化率は全国・福岡県と比較しても非常に高い水準で推移しており、その差も大きくなっていることから、今後も少子高齢化の進行が予想されます。

■ 人口推移 ■



資料／住民基本台帳（平成25～28年：10月1日現在、平成29年：4月1日現在）

■ 高齢化率の推移 ■



資料／全国：総務省統計局「人口推計」（平成 25～28 年：10 月 1 日現在、平成 29 年：6 月 1 日現在）

福岡県：「人口移動調査」（平成 25～28 年：10 月 1 日現在、平成 29 年：6 月 1 日現在）

みやこ町：住民基本台帳（平成 25～28 年：10 月 1 日現在、平成 29 年：4 月 1 日現在）

2

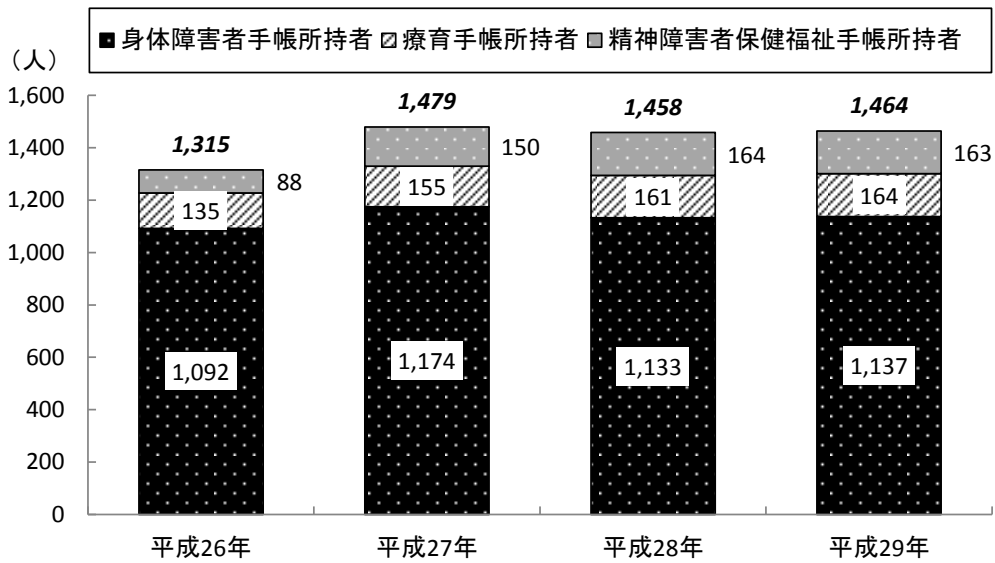
しょう しゃ じょうきょう 障がい者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

平成 29 年 6 月末現在、障害者手帳所持者数は 1,464 人（身体障害者手帳：1,137 人、療育手帳：164 人、精神障害者保健福祉手帳：163 人）となっています。平成 26 年から平成 27 年に大きく増加し、以降増減はあるものの、1,400 人台で推移しています。

手帳所持率（総人口に占める手帳所持者の割合）は、平成 29 年 6 月末現在、身体・知的・精神障がい全体で 7.2%となっています。また、自立支援医療を受けている精神障がい者は、平成 29 年 6 月末現在 264 人であり、総人口の 1.3%となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■



資料／みやこ町（平成 26～28 年：10 月 1 日現在、平成 29 年：6 月末現在）

■ 障害者手帳所持者・自立支援医療利用者（精神）の
人数及び総人口に占める割合の推移 ■

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障 害 者 手 帳 所 持 者	身体障害者手帳所持者数（人）	1,092	1,174	1,133	1,137
	総人口に占める割合	5.2%	5.6%	5.5%	5.6%
	療育手帳所持者数（人）	135	155	161	164
	総人口に占める割合	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%
	精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）	88	150	164	163
	総人口に占める割合	0.4%	0.7%	0.8%	0.8%
	計（人）	1,315	1,479	1,458	1,464
	総人口に占める割合	6.2%	7.1%	7.1%	7.2%
自立支援医療利用者（精神）（人）		248	256	271	264
総人口に占める割合		1.2%	1.2%	1.3%	1.3%

資料／みやこ町（平成26～28年：10月1日現在、平成29年：6月末現在）

障害者手帳所持者・自立支援医療利用者（精神）の年齢構成をみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の場合、他の障がいに比べて、65歳以上の高齢者の占める割合が高く約8割を占めています。

知的障がい者（療育手帳所持者）では、他の障がいに比べて、18歳未満の児童の占める割合が高くなっています。

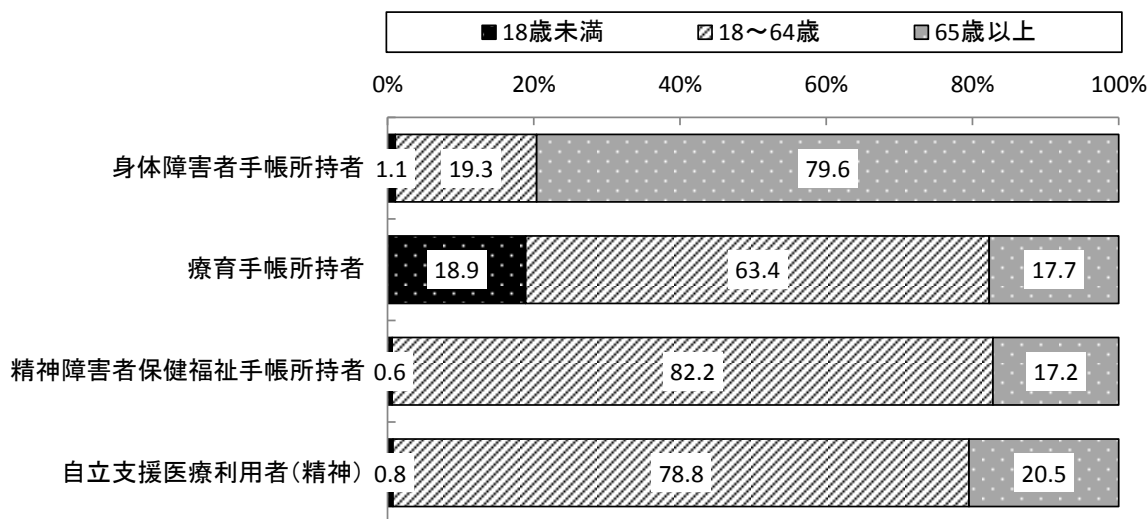
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療利用者）では、18～64歳の青年～壮年層の割合が約8割を占め高くなっています。

■ 障害者手帳所持者・自立支援医療利用者（精神）の年齢構成（人数） ■

	身体障害者 手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	自立支援医療 利用者(精神)
18歳未満	12	31	1	2
18～64歳	220	104	134	208
65歳以上	905	29	28	54
合計	1,137	164	163	264

資料／みやこ町（平成29年6月末現在）

■ 障害者手帳所持者・自立支援医療利用者（精神）の年齢構成（比率） ■

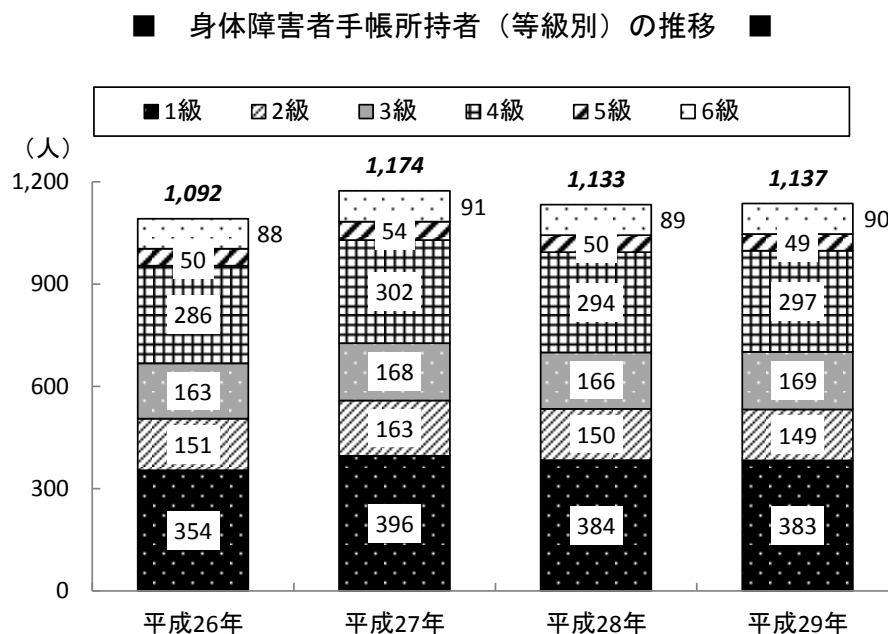


資料／みやこ町（平成29年6月末現在）

(2) 身体障がい者の状況

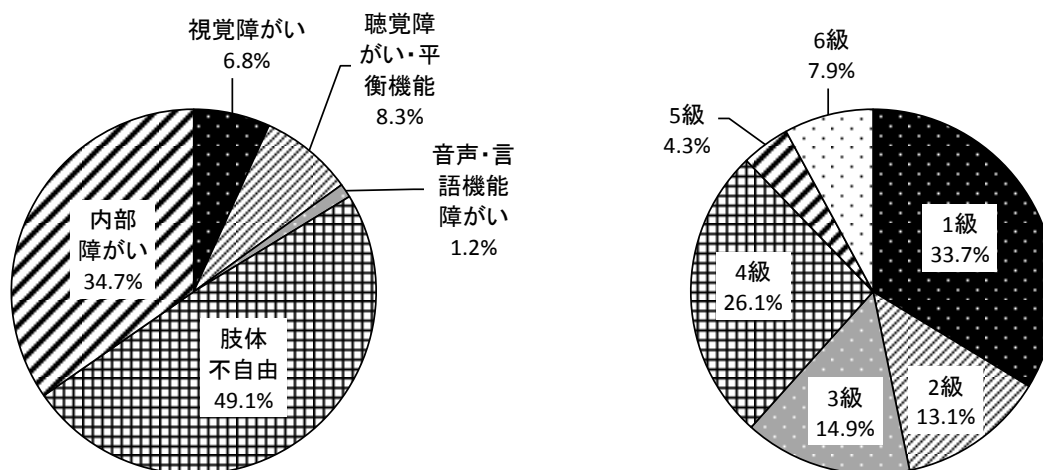
身体障害者手帳の等級別に見ると、1級・2級の重度障がい者が5割弱（46.8%）を占めています（平成29年6月末現在）。

身体障がいの種類では、「肢体不自由」や「内部障がい」が多く、これら2障がいで全体の8割強（83.8%）を占めています。



資料／みやこ町（平成26～28年：10月1日現在、平成29年：6月末現在）

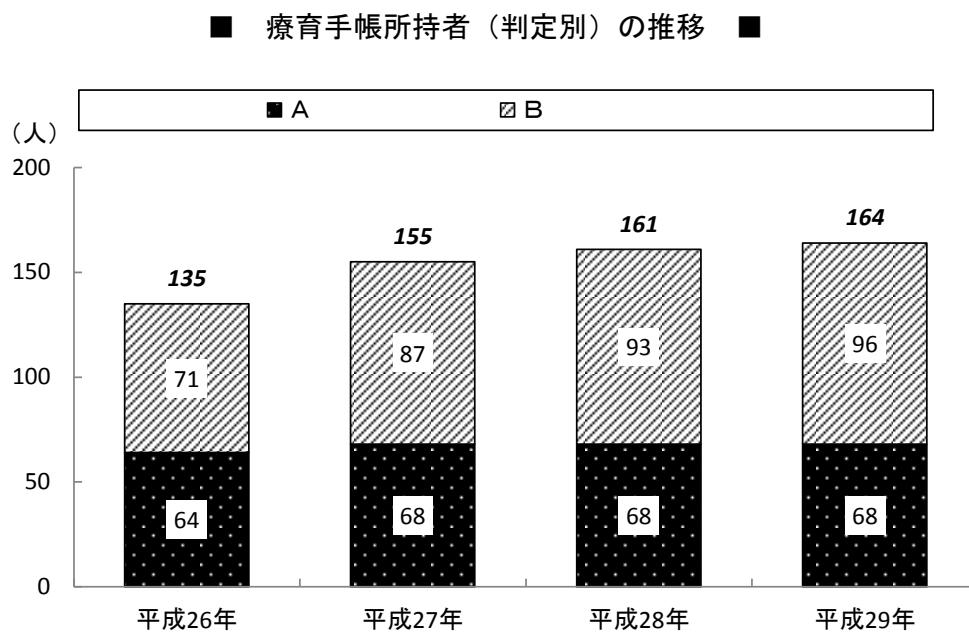
■ 身体障害者手帳所持者の種類別・等級別構成比 ■（1,137人）



資料／みやこ町（平成29年6月末現在）

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の判定別にみると、平成26年以降、緩やかに増加傾向にあります。また、各年とも療育手帳A判定に比べ、療育手帳B判定の占める割合が高くなっています。

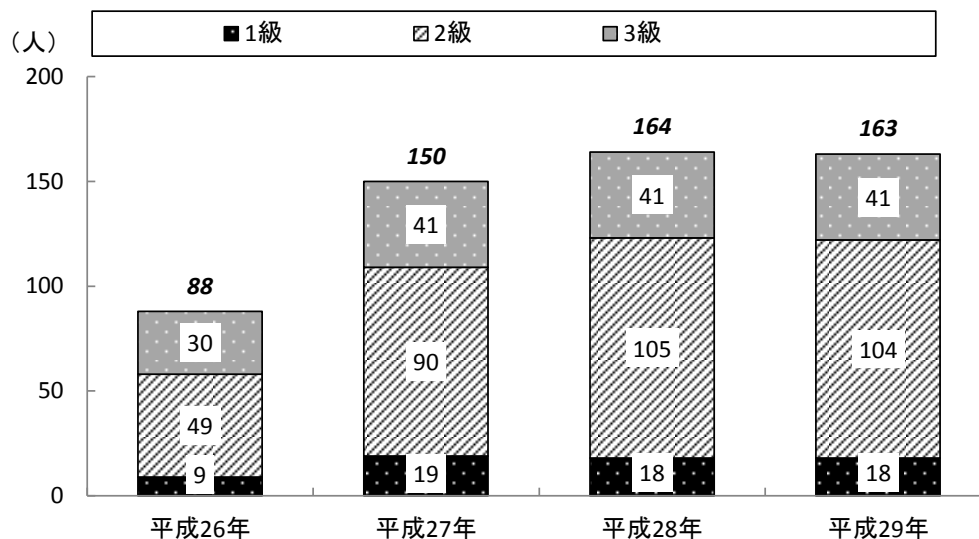


資料／みやこ町（平成26～28年：10月1日現在、平成29年：6月末現在）

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持を等級別にみると、平成 26 年から平成 27 年にかけて大きく増加しており、特に「2 級」の増加が顕著です。また、各年とも「2 級」が全体の過半数を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移 ■



資料／みやこ町（平成 26～28 年：10 月 1 日現在、平成 29 年：6 月末現在）

(5) 障がい児の就学状況

本町の障がい児の就学状況（平成 29 年 6 月 30 日現在）は以下の通りとなっています。

■ 手帳所持児童の就学状況 ■

		幼稚園・ 保育所	小学校	中学校	高等学校	計
身体障害者 手帳	1級	0人	2人	1人	1人	4人
	2級	0人	3人	1人	1人	5人
	3級	0人	1人	0人	1人	2人
	4級	0人	0人	0人	0人	0人
	5級	0人	0人	0人	0人	0人
	6級	0人	1人	0人	0人	1人
療育手帳	A1	0人	3人	2人	1人	6人
	A2	0人	0人	1人	0人	1人
	B1	0人	2人	1人	1人	4人
	B2	1人	6人	7人	5人	19人
精神障害者保健 福祉手帳		0人	1人	0人	0人	1人
計		1人	19人	13人	10人	43人

資料／みやこ町（平成 29 年 6 月末現在）

重複障がい含む。

■ 障がい児の就学状況 ■

幼稚園	保育所	小学校 (特別支援学級)	中学校 (特別支援学級)	計
0人	0人	11人 (9人)	7人 (7人)	18人
養護学校				計
幼稚部	小学部	中学部	高等部	
0人	7人	5人	8人	20人

資料／みやこ町（平成 29 年 6 月末現在）

■ 専門職員の配置状況 ■

LD(学習障がい)等専門員	0人
特別支援教育コーディネーター	15人
特別支援教育主任	0人

資料／みやこ町（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(1) 自立支援医療の状況

①更生医療・育成医療

障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的として行われる医療です。18歳以上が更生医療、18歳未満が育成医療の対象となります。本町において、平成29年6月末現在の利用者数は更生医療76人、育成医療0人となっています。

■ 更生医療受給者数 ■

種別	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障がい	0人	0人	0人
聴覚障がい	0人	0人	0人
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	0人	0人	0人
肢体不自由	0人	1人	0人
腎臓機能障がい	79人	81人	75人
心臓機能障がい	8人	8人	0人
小腸機能障がい	0人	0人	0人
免疫機能障がい	1人	1人	1人
計	88人	91人	76人

資料／みやこ町（平成27～28年：年度末現在、平成29年：6月末現在）

■ 育成医療受給者数 ■

種別	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障がい	0人	0人	0人
聴覚障がい	1人	1人	0人
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	1人	1人	0人
肢体不自由	1人	0人	0人
腎臓機能障がい	0人	1人	0人
心臓機能障がい	0人	0人	0人
小腸機能障がい	0人	0人	0人
免疫機能障がい	0人	0人	0人
計	3人	3人	0人

資料／みやこ町（平成27～28年：年度末現在、平成29年：6月末現在）

(2) 難病患者の状況

①指定難病の状況

医療費助成対象の指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条)は現在 330 疾患が対象となっています。この 330 疾患のうち、本町で認定を受けている指定難病及び患者数は下表の通りです。平成 28 年度末現在の認定患者数は全体で 189 人、なかでもパーキンソン病や潰瘍性大腸炎が多くなっています。

■ 指定難病認定患者数 ■

疾病	人数	疾病	人数
パーキンソン病	43人	サルコイドーシス	3人
潰瘍性大腸炎	27人	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3人
後縦靭帯骨化症	15人	天疱瘡	2人
全身性強皮症	12人	高安動脈炎	2人
全身性エリテマトーデス	11人	バージャー病	2人
皮膚筋炎/多発性筋炎	6人	再生不良性貧血	2人
特発性血小板減少性紫斑病	6人	IgA 腎症	2人
クローン病	6人	特発性大腿骨頭壊死症	2人
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	5人	筋萎縮性側索硬化症	1人
もやもや病	5人	大脳皮質基底核変性症	1人
特発性拡張型心筋症	5人	多系統萎縮症	1人
顕微鏡的多発血管炎	4人	悪性関節リウマチ	1人
網膜色素変性症	4人	ベーチェット病	1人
原発性胆汁性肝管炎	4人	特発性間質性肺炎	1人
重症筋無力症	3人	自己免疫性肝炎	1人
多発性硬化症/視神経脊髄炎	3人	神経フェリチン症	1人
混合性結合組織病	3人	好酸球性副鼻腔炎	1人

資料/福岡県京築保健福祉環境事務所業務概要(平成 29 年 3 月末現在)

②小児慢性特定疾患認定患者の状況

小児慢性特定疾患治療研究事業では、14 疾患が対象となっており、本町における平成 28 年度末現在の認定患者数は 16 人となっています。

■ 小児慢性特定疾患認定患者数 ■

	疾患	人数
1	悪性新生物	3人
2	慢性腎疾患	2人
3	慢性呼吸器疾患	0人
4	慢性心疾患	0人
5	内分泌疾患	4人
6	膠原病	1人
7	糖尿病	1人
8	先天性代謝異常	0人
9	血液疾患	3人
10	免疫疾患	0人
11	神経・筋疾患	2人
12	慢性消化器疾患	0人
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0人
14	皮膚疾患	0人
	計	16人

資料／福岡県京築保健福祉環境事務所業務概要（平成 29 年 3 月末現在）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①平成 25 年度末時点の施設入所者数のうち、地域生活に移行する者の数

施設入所者の地域移行率については、17.1%で、目標の 11.4%を上回っています。今後も施設入所者が地域で生活できるような取り組み、まちづくりを進めます。

【国の指針】

地域生活への移行者については、平成 26 年 3 月 31 日時点の施設入所者数から、12%以上移行することを基本とする。

【町の設定方法】

地域生活への移行者については、国の目標値が 12%以上に対して、本町内の状況を考慮し 11.4%の移行率を設定しました。

項目		人数	考え方
【基準】入所者数	A	35 人	平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数
【目標値】目標年度地域移行者数	B	目標	4 人
		実績	6 人
【目標値】目標年度地域移行率	C	目標	11.4%
		実績	17.1%

②平成 25 年度末時点と比較した施設入所者数の減少

施設入所者数の減少率については、2.9%で、目標を達成しています。今後も事業者との連携を図りながら、地域で生活できるような環境づくりを進めます。

【国の指針】

施設入所者の削減については、平成 26 年 3 月 31 日時点の施設入所者数から、4%以上削減することを基本とする。

【町の設定方法】

施設入所者の削減については、国の目標値が 4%以上に対して、本町内の状況を考慮し 2.9%を設定しました。

項目		人数	考え方
【基準】入所者数	A	35 人	平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数
【目標値】目標年度入所者減少数	B	目標	1 人
		実績	1 人
【目標値】目標年度入所者減少率	C	目標	2.9%
		実績	2.9%

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、0 か所で、目標であった1 か所を達成することができませんでした。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することは必要であるため、今後も体制構築のために努めます。

<p>【国の指針】 地域生活支援拠点等の整備については、平成 30 年 3 月 31 日までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。</p> <p>【町の設定方法】 地域生活支援拠点等の整備については、国の目標値が少なくとも 1 か所に対して、本町では 1 か所整備することを設定しました。</p>
--

項目		か所	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	目標	1 か所	平成 29 年度までの地域生活支援拠点等数の見込み
	実績	0 か所	平成 29 年度までの地域生活支援拠点等数の実績

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じて、平成 29 年度中までに一般就労する者の数

一般就労への移行者数の実績については、8 人で、目標であった 12 人を達成することができませんでした。今後は事業者との連携を図りながら、一般就労への移行者数を増やします。

<p>【国の指針】 一般就労移行者数については、平成 24 年度の一般就労への移行者数の実績の 2 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>【町の設定方法】 一般就労移行者数については、国の目標値が 2 倍以上に対して、本町では 2 倍を設定しました。</p>

項目		人数	考え方
【基準】一般就労移行者数	A	6 人	平成 24 年度の一般就労移行者数
【目標値】目標年度一般就労移行者数	B	目標	12 人
		実績	8 人
【目標値】目標年度一般就労移行者率	C	目標	200.0%
		実績	133.3%

②就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、7人で、目標であった8人を達成することができませんでした。今後は事業者との連携を図りながら、一般就労につなげるために努めます。

【国の指針】

就労移行支援事業所の利用者数については、平成30年3月31日における利用者数が平成26年3月31日における利用者数の6割以上増加することを基本とする。

【町の設定方法】

就労移行支援事業所の利用者数については、国の目標値が6割以上増加に対して、本町では6割増加を設定しました。

項目		人数	考え方
【基準】就労移行支援事業所の利用者数	A	5人	平成25年度就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】目標年度就労支援事業所の利用者数	目標	8人	平成29年度までの就労移行支援事業所の利用者数の見込み
	実績	7人	平成29年度までの就労移行支援事業所の利用者数の実績
【目標値】目標年度就労支援事業所の利用者率	目標	160.0%	$B/A \times 100$
	実績	140.0%	$B/A \times 100$

5

アンケート調査結果について

(1) 障がい者アンケート

① 調査設計と回収結果

	障がい者アンケート（18歳以上）
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療利用者・福祉サービス利用者
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）
発送者数	1,402件
有効回収数	642件
有効回収率	45.8%
調査期間	平成29年8月29日（火）～平成29年9月21日（木）

② 適合度の検定

得られた対象集団が調査対象集団（母集団）の縮図とみなすことができるかどうかの検討（適合度の検定）を行うため性別、年齢別について χ^2 （カイ2乗）検定を行った。

カイ2乗検定では、以下に示す数式で求めた値と、表の自由度(F)と許せる危険率(有意水準と呼ぶこともある)に対応する χ^2 の値を比較し、統計学的な有意性があるかどうかを判定する。

$$\chi^2_{\text{理論と実際の食い違いの測定}} = \frac{(\text{期待値} - \text{実現値})^2}{\text{期待値}} \text{の総和}$$

■ χ^2 の分布表（一部）

P\F	.99	.98	.95	.90	.80	.50	.20	.10	.05	.02	.01
1	0.000157	0.000628	0.00393	0.0158	0.0642	0.455	1.642	2.706	3.841	5.412	6.635
2	0.0201	0.0404	0.103	0.211	0.446	1.386	3.219	4.605	5.991	7.824	9.210
3	0.115	0.185	0.352	0.584	1.005	2.366	4.642	6.251	7.815	9.837	11.345
4	0.297	0.429	0.711	1.064	1.649	3.357	5.989	7.779	9.488	11.668	13.277
5	0.554	0.752	1.145	1.610	2.343	4.351	7.289	9.236	11.070	13.388	15.086
6	0.872	1.134	1.635	2.204	3.070	5.348	8.558	10.645	12.592	15.033	16.812
7	1.239	1.564	2.167	2.833	3.822	6.346	9.803	12.017	14.067	16.622	18.475
8	1.646	2.032	2.733	3.490	4.594	7.344	11.030	13.362	15.507	18.168	20.090
9	2.088	2.532	3.325	4.168	5.380	8.343	12.242	14.684	16.919	19.679	21.666
10	2.558	3.059	3.940	4.865	6.179	9.342	13.442	15.987	18.307	21.161	23.209

(以下省略)

※P＝危険率

F＝自由度（カテゴリー数－1）

世論調査では危険率を1%(0.01)、あるいは5%(0.05)とするのが一般的であるが、ここでは危険率を1%に設定し、計算された χ^2 の値がP:0.01に対応する χ^2 の値以下になれば、統計的にみて「危険率1%で有意差がない」とする。

■ 標本の期待値、実現値

		観測値 (回答数)		期待値	理論値 (母集団)		χ^2_0
		実数	比率		実数	比率	
性別	1 男性	311	49.9	313.3	705	50.3	0.017
	2 女性	312	50.1	309.7	697	49.7	0.017
	計	623	100.0	623	1,402	100.0	0.034
年齢	1 29歳以下	28	4.5	28.6	65	4.6	0.013
	2 30～39歳	14	2.3	24.2	55	3.9	4.302
	3 40～49歳	53	8.6	55.5	126	9.0	0.108
	4 50～59歳	60	9.7	62.1	141	10.1	0.068
	5 60～64歳	47	7.6	43.1	98	7.0	0.348
	6 65～74歳	168	27.2	142.6	324	23.1	4.529
	7 75歳以上	247	40.0	261.0	593	42.3	0.748
計	617	100.0	617	1,402	100.0	10.116	

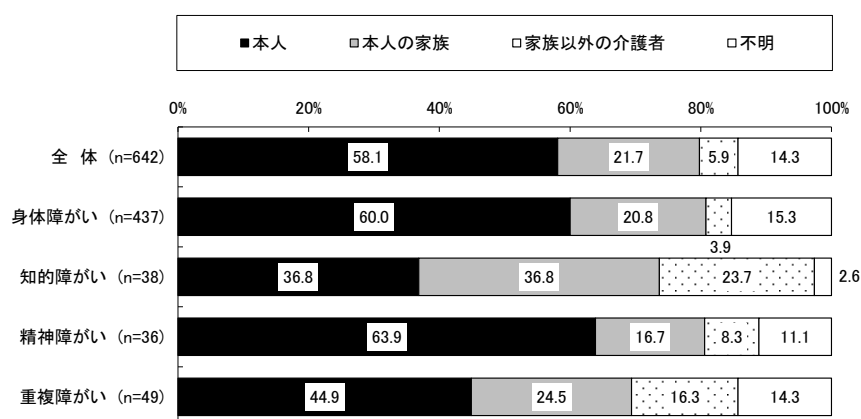
検定の結果、性別（ $F=1$ ）の場合、 χ^2_0 値は0.034で、 $\chi^2_0 < \chi^2_{0.01} (=6.635)$ となり、母集団と本調査の標本は構成比と差がないと判断される。

年齢別（ $F=6$ ）の χ^2_0 の場合、10.116であることから、 $\chi^2_0 < \chi^2_{0.01} (=16.821)$ となり、母集団と本調査の標本は構成比がないと判断される。

以上の検定の結果から、本調査における標本の特性は性別、年齢の構成比について調査対象母集団の構成比と差がないことになる。

③ 調査の回答者

調査の回答者



出典：障がい者アンケート調査

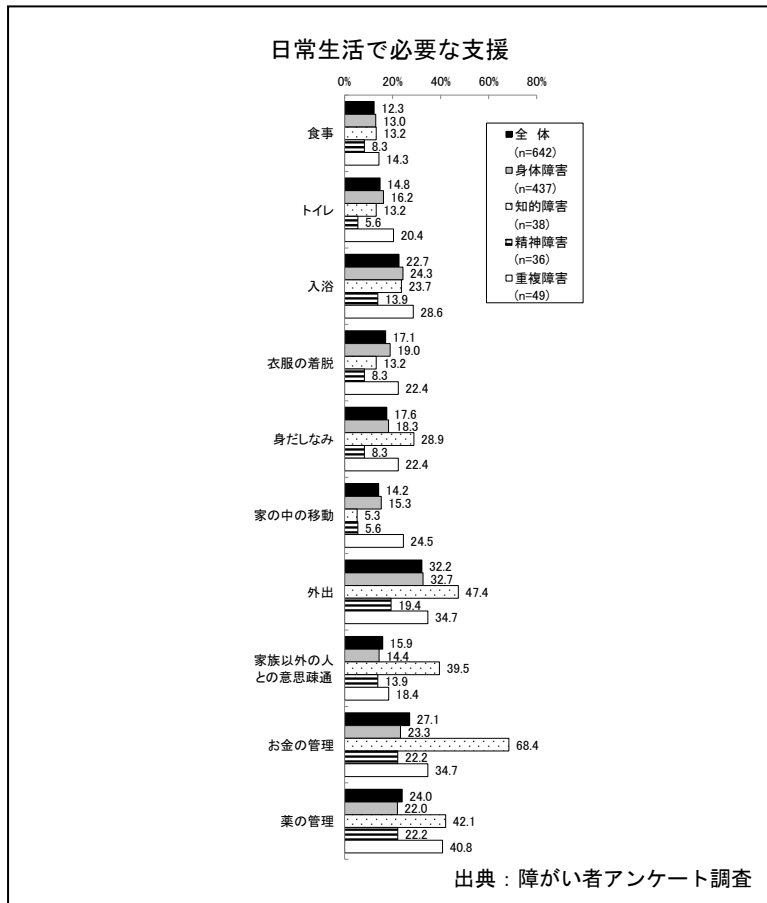
④ 日常生活に必要な支援

(現状)

すべての障がいにおいて「外出」「お金の管理」「薬の管理」の支援を必要としています。特に、知的障がいの場合、「お金の管理」の支援を求めています。

(求められる支援)

地域で暮らすためには、日常生活の支援が必要です。なかでも、外出時の支援や、お金・薬の管理等の支援が求められています。そのため、移動支援等の外出時のサービスや金銭管理サービスが必要です。金銭管理についてはデリケートな問題のため家族などと十分な相談をおこなってから支援していく必要があります。



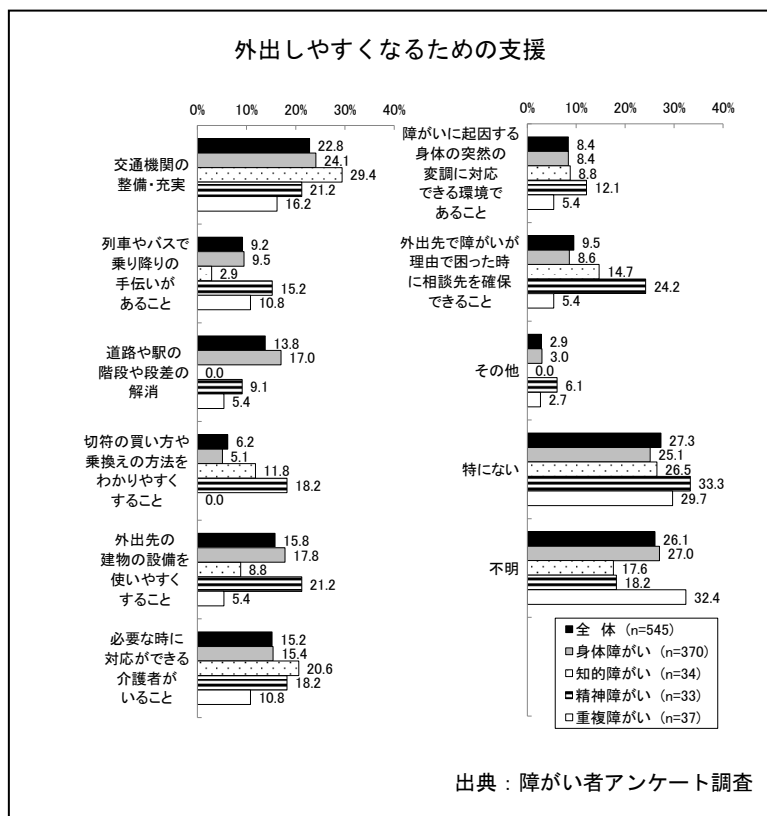
⑤ 外出しやすくなるための支援

(現状)

外出しやすくなるために身体・知的・重複障がいでは「交通機関の整備・充実」、精神障がいでは「外出先で障がいが理由で困った時に相談先を確保できること」を求めています。

(求められる支援)

外出は、障がいの有無に関わらず、日常生活を送る上で不可欠であるとともに、社会参加や地域での交流等を支える上でも大変重要になります。そのため、外出時の利便性の向上を図るためのあいのりタクシーの普及や公共施設・交通機関のバリアフリー化を進め、安心して外出することができるような環境づくりが必要です。



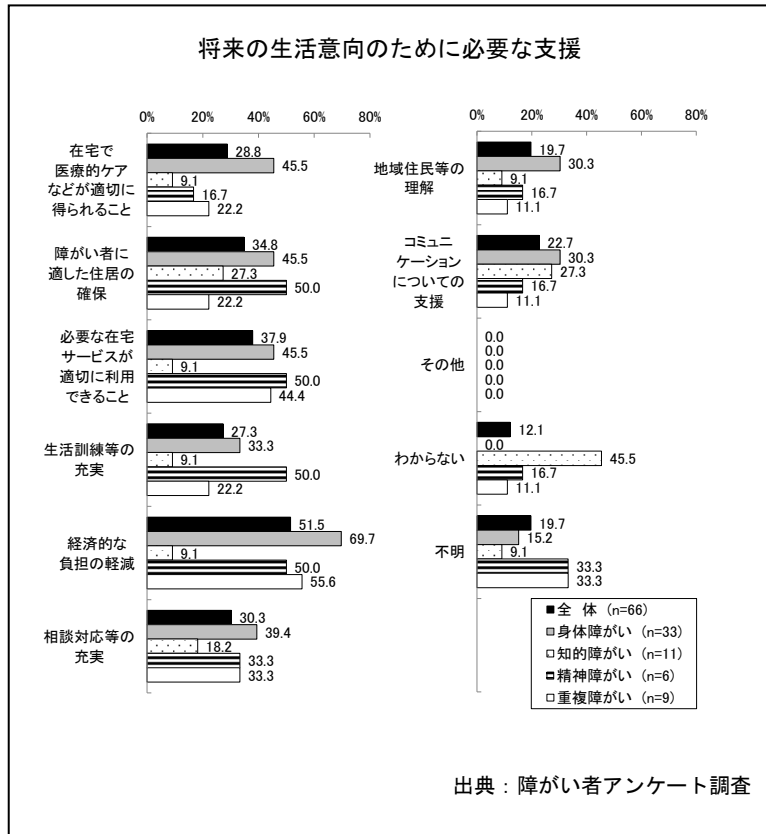
⑥ 将来の生活意向のために必要な支援

(現状)

現在の暮らし方について「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方に、将来の生活意向のために必要な支援について尋ねたところ、身体・重複障がいでは「経済的な負担の軽減」、知的障がいでは「障がい者に適した住居の確保」「コミュニケーションについての支援」、精神障がいでは「障がい者に適した住居の確保」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「生活訓練等の充実」「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

(求められる支援)

自宅や施設等、地域の中で障がい者が望む生活を実現していくためには、経済的な負担の軽減、障がいの特性に応じた在宅サービスの充実等が求められています。そのため、生活安定を図るための手当支給制度の周知や充実、障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていけるような生活支援サービスの充実が必要です。



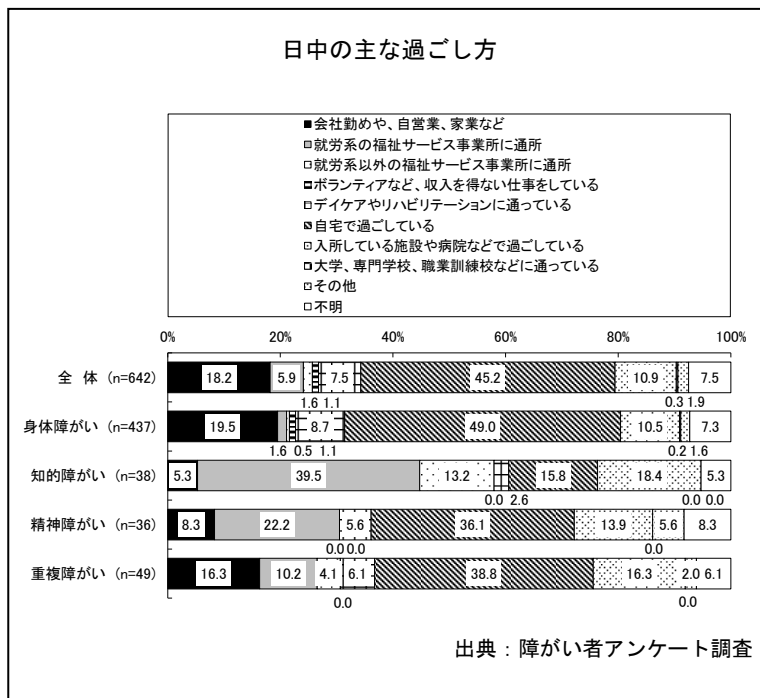
⑦ 日中の主な過ごし方

(現状)

日中の主な過ごし方は、身体・精神・重複障がいでは「自宅で過ごしている」、知的障がいでは「就労系の福祉サービス事業所に通所」が最も多くなっています。

(求められる支援)

日中の過ごし方としては様々であり、その障がい特性等に応じた活動の場や生活支援が求められています。そのため、ライフスタイルやニーズに合わせた日中の活動の場の提供やその活動のための支援が必要です。



⑧ 障がい者の就労支援として必要なこと

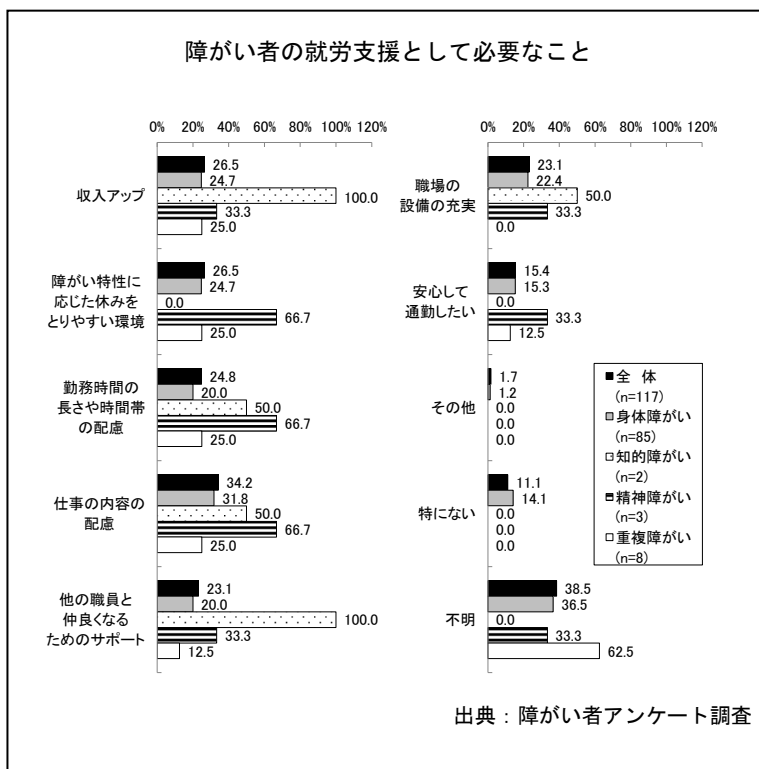
(現状)

障がい者の就労支援として必要なことは、身体障がいでは「仕事の内容の配慮」、知的障がいでは「収入アップ」「他の職員と仲良くなるためのサポート」、精神障がいでは「障がい特性に応じた休みをとりやすい環境」「勤務時間の長さや時間帯の配慮」「仕事の内容の配慮」、重複障がいでは「収入アップ」「障がい特性に応じた休みをとりやすい環境」「勤務時間の長さや時間帯の配慮」「仕事の内容の配慮」が最も多くなっています。

(求められる支援)

障がいの状況や程度に応じて、就労を希望する人が就労を継続

できるような支援が求められています。そのため、ジョブコーチ制度の活用や障がい者雇用に関する企業等への理解促進等の就労支援が必要です。



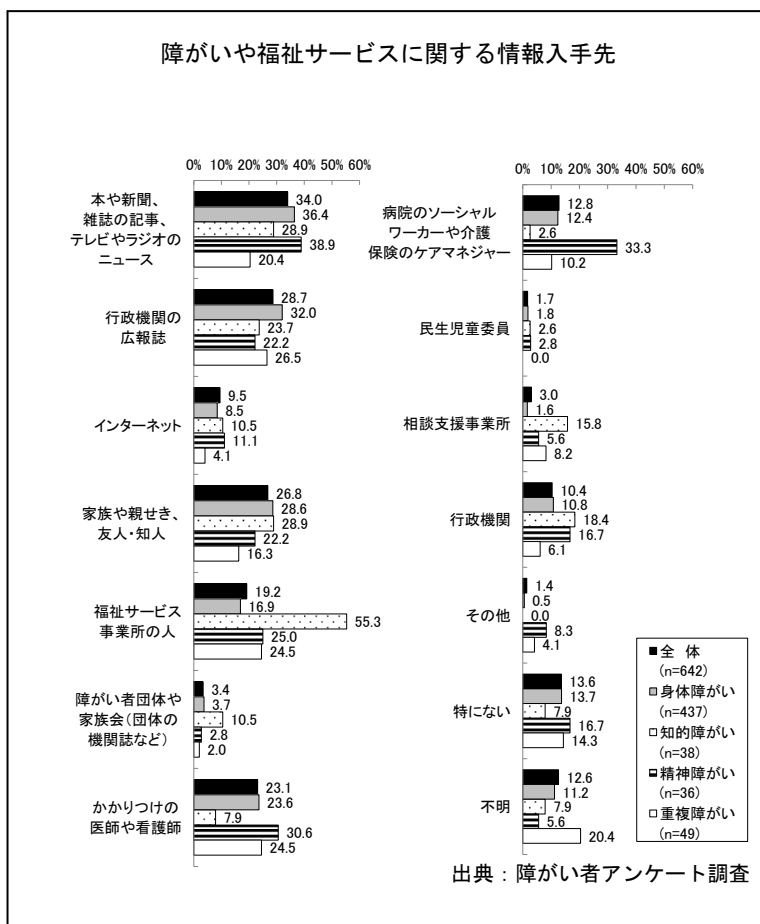
⑨ 障がいや福祉サービスに関する情報入手先

(現状)

障がいや福祉サービスに関する情報入手先は、身体・精神障がいでは「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障がいでは「福祉サービス事業所の人」、重複障がいでは「行政機関の広報誌」が最も多くなっています。

(求められる支援)

障がいに関する情報を円滑に入手できるように、わかりやすく情報を提供することが必要です。そのため、情報の提供手段として広報誌やホームページ等の充実や、わかりやすいように工夫をしていく必要があります。



⑩ 障がいを理由に嫌な思いをした経験

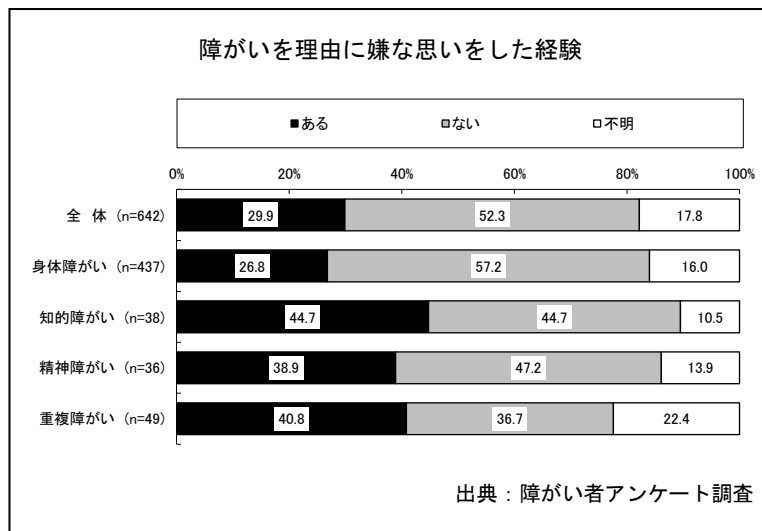
(現状)

障がいを理由に嫌な思いをした人は全体の3割弱で、知的障がいでは、障がいを理由に嫌な思いをしたことがある人の割合が他の障がいに比べてやや高くなっています。

(求められる支援)

差別解消に向けた意識啓発を推進していくことが必要です。

そのため、より理解が深まるよう広報活動等の取り組みを行う必要があります。



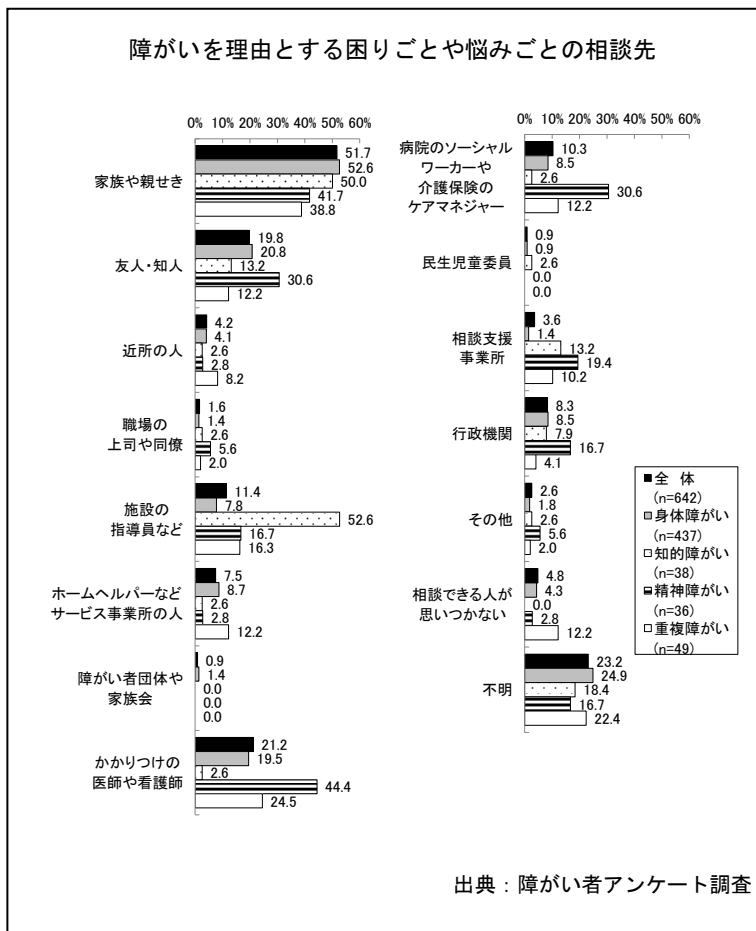
⑪ 障がい者を理由とする困りごとや悩みごとの相談先

(現状)

障がい者を理由とする困りごとや悩みごとの相談先は、身体障がいでは「家族や親せき」、知的障がいでは「施設の指導員など」、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」、重複障がいでは「家族や親せき」が最も多くなっています。

(求められる支援)

相談を通じて、障がい者やその家族の不安や悩みを把握し、サービス等につなげていくことが必要です。そのため、相談に対応できる窓口ときめ細やかな支援に結びつけられる体制の整備、各関係機関との連携、相談しやすい環境の整備が必要です。



⑫ 災害時に求める支援

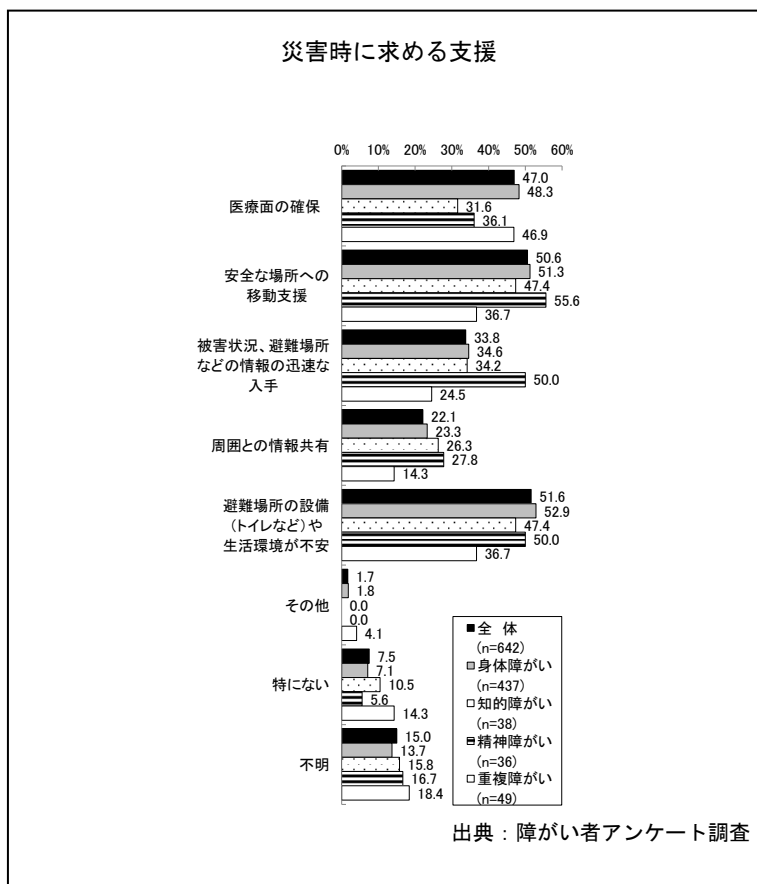
(現状)

災害時に求める支援は、身体障がいでは「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、知的障がいでは「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」「安全な場所への移動支援」、精神障がいでは「安全な場所への移動支援」、重複障がいでは「医療面の確保」が最も多くなっています。

(求められる支援)

障がいの特性に応じて災害時に求められる支援は様々です。そのため、その特性に応じた支援を提供できる体制づくりが必要です。今後も災害時の避難行動要支援者名簿等を活用した避難支援、障がい者が安心して避難

できる福祉避難所の提供等ができる体制づくりを充実させる必要があります。



(2) 障がい児アンケート

① 調査設計と回収結果

障がい児アンケート（18歳未満）	
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療利用者・福祉サービスの利用者
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）
発送者数	84件
有効回収数	47件
有効回収率	56.0%
調査期間	平成29年8月29日（火）～平成29年9月21日（木）

② 適合度の検定

■ 標本の期待値、実現値

		観測値 (回答数)		期待値	理論値 (母集団)		χ^2_0
		実数	比率		実数	比率	
性別	1 男性	29	63.0	31.2	57	67.9	0.157
	2 女性	17	37.0	14.8	27	32.1	0.332
	計	46	100.0	46	84	100.0	0.489
年齢	1 3～5歳	8	18.6	3.6	7	8.3	5.444
	2 6～8歳	13	30.2	12.8	25	29.8	0.003
	3 9～11歳	5	11.6	9.7	19	22.6	2.297
	4 12～14歳	9	20.9	5.6	11	13.1	2.016
	5 15～17歳	8	18.6	11.3	22	26.2	0.945
	計	43	100.0	43	84	100.0	10.705

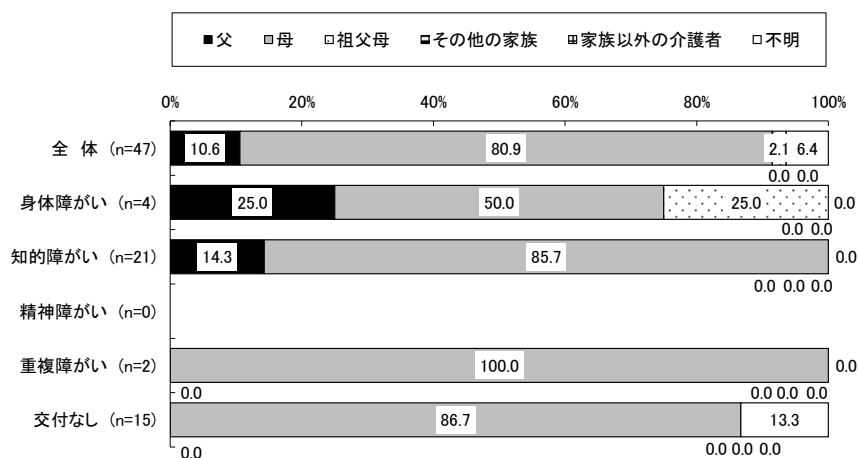
検定の結果、性別（ $F=1$ ）の場合、 χ^2_0 値は0.489で、 $\chi^2_0 < \chi^2_{0.01} (=6.635)$ となり、母集団と本調査の標本は構成比と差がないと判断される。

年齢別（ $F=4$ ）の χ^2_0 の場合、10.705であることから、 $\chi^2_0 < \chi^2_{0.01} (=13.277)$ となり、母集団と本調査の標本は構成比がないと判断される。

以上の検定の結果から、本調査における標本の特性は性別、年齢の構成比について調査対象母集団の構成比と差がないことになる。

③ 調査の回答者

調査の回答者



出典：障がい児アンケート調査

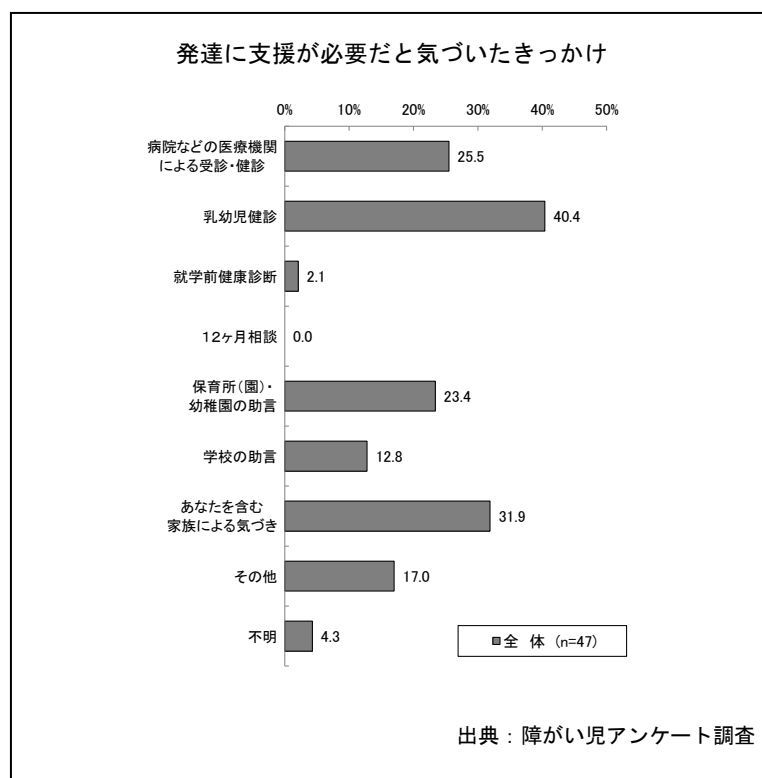
④ 発達に支援が必要だと気づいたきっかけ

(現状)

発達に支援が必要だと気づいたきっかけは「乳幼児健診」が最も多く、次いで「あなたを含む家族による気づき」、「病院などの医療機関による受診・健診」となっています。

(求められる支援)

子どもの発達については、家族のみによる見極めが難しく、保健師による健診や病院等の専門家による診断が決め手になる様子が見られます。そのため、早期発見ができるよう乳幼児健診や保育所訪問等の体制整備が必要です。



出典：障がい児アンケート調査

⑤ 保育所（園）、幼稚園や学校に主に求めること

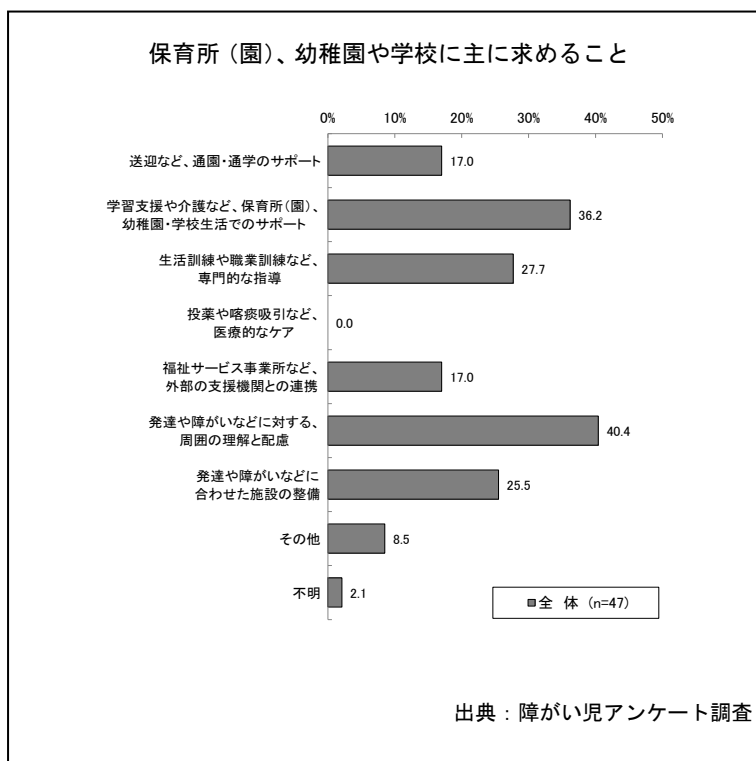
（現状）

保育所（園）、幼稚園や学校に主に求めることは「発達や障がいなどに対する、周囲の理解と配慮」が最も多く、次いで「学習支援や介護など、保育所（園）、幼稚園・学校生活でのサポート」、「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」となっています。

（求められる支援）

ノーマライゼーションの観点から、一人ひとりの教育的ニーズに応じたサポートを行う必要があります。

そのため、関係機関と連携し障害への理解促進や、職員の専門性の向上を図る必要があります。



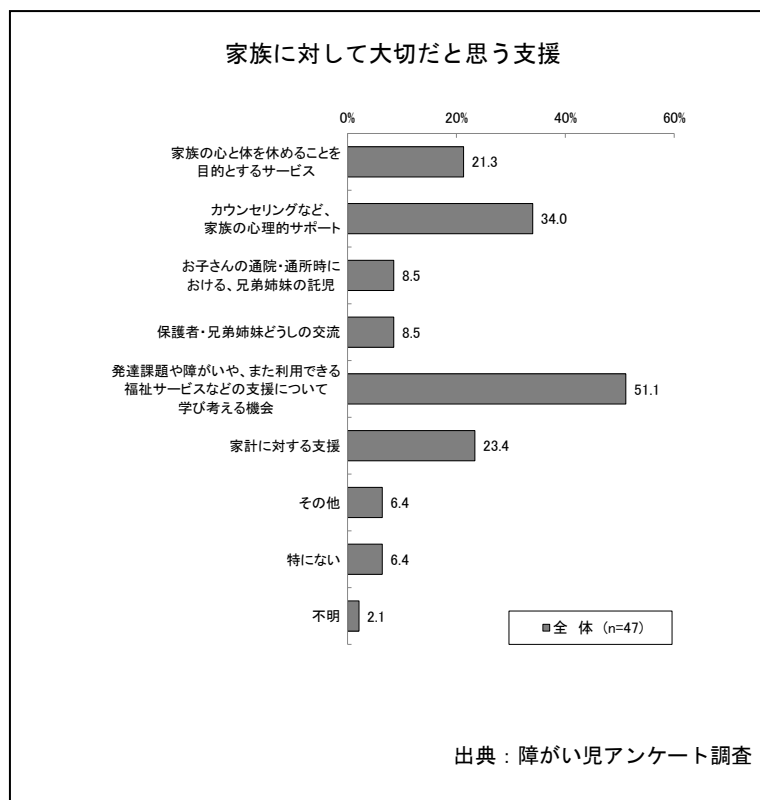
⑥ 家族に対して大切だと思う支援

(現状)

家族に対して大切だと思う支援は「発達課題や障がいや、また利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会」が最も多く、次いで「カウンセリングなど、家族の心理的サポート」、「家計に対する支援」となっています。

(求められる支援)

障がいについて学び考える機会が求められています。そのため、障がいや各種福祉サービス等の情報提供を積極的に行う必要があります。また、気軽に相談できる場を提供し、家族をサポートする必要があります。



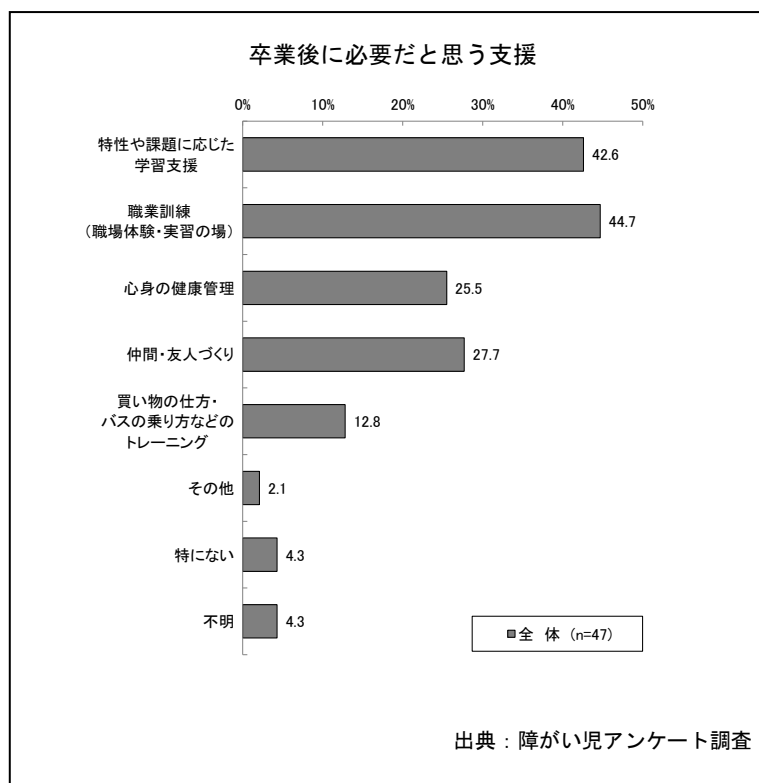
⑦ 卒業後に必要だと思う支援

(現状)

卒業後に必要だと思う支援は「職業訓練（職場体験・実習の場）」が最も多く、次いで「特性や課題に応じた学習支援」、「仲間・友人づくり」となっています。

(求められる支援)

特に就業訓練や学習支援が求められています。そのため、就労に必要な知識や能力を向上させるための機会の提供や、本人の能力にあった学習支援の充実が必要です。



(3) 事業所ヒアリング

① 調査設計と回収結果

事業所ヒアリング	
調査対象	町内の障がい福祉サービスを提供している事業所
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）
発送者数	25 件
有効回収数	16 件
有効回収率	64.0%
調査期間	平成 29 年 10 月 12 日（木）～平成 29 年 10 月 25 日（水）

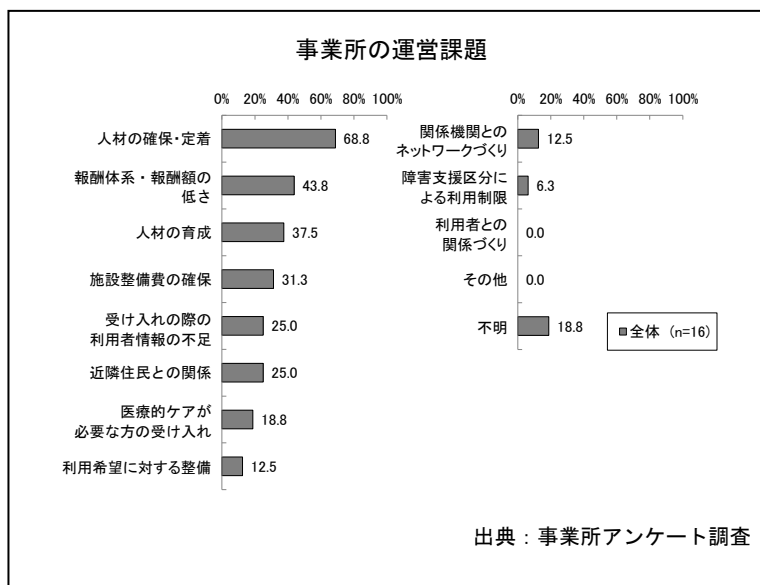
② 事業所の運営課題

（現状）

事業所の運営課題は、「人材の確保・定着」が最も多く、次いで「報酬体系・報酬額の低さ」、「人材の育成」となっています。

（求められる支援）

人材不足と報酬額の低さはともに関連が深く、サービス提供量の不足や質の低下をもたらす要因にもなります。そのため、事業所だけでなく行政との連携による人材の確保・定着・育成に向けた取り組みが必要となります。



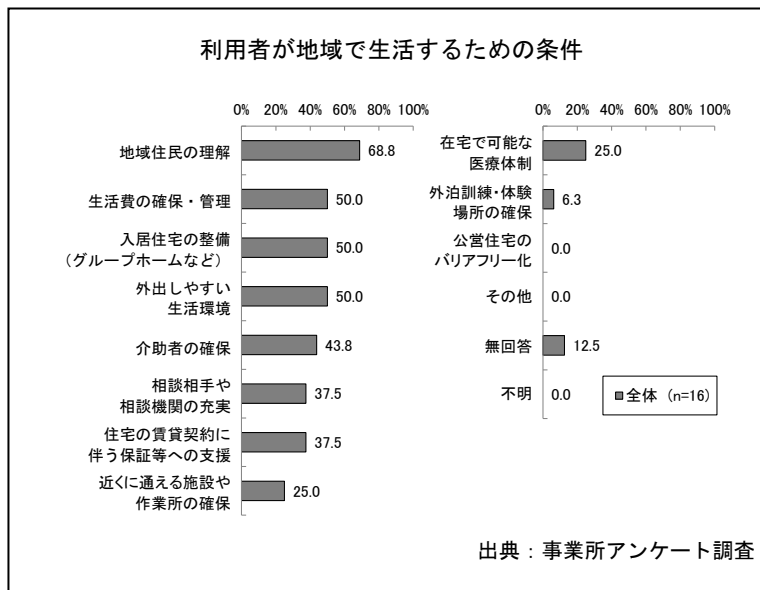
③ 利用者が地域で生活するための条件

（現状）

利用者が地域で生活するための条件は、「地域住民の理解」が最も多く、次いで「生活費の確保・管理」、「入居住宅の整備（グループホームなど）」「外出しやすい生活環境」となっています。

（求められる支援）

障がい者が地域で生活するには、地域住民の理解が何よりも重要です。そのため、事業所等が協力して、地域住民の障がいへの理解促進に努める必要があります。



だい しょう

第3章

けいかく きほんてき かんが かた
計画の基本的な考え方

1

きほんりねん
基本理念

基本理念は、前期計画から継続して、「互いに理解し 支え合い とともに生きる」とし、障がいの有無に関わらず、お互いに支え合い、地域とつながりながら住み慣れた町で地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指します。

互いに理解し 支え合い とともに生きる

2

きほんてきしてん
基本的視点

視点1 安心・安全なまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる「バリアフリーのまちづくり」を実現するため、公共交通機関や建築物等のハード面のバリアフリー化を進めるとともに、必要な情報が得られない等のソフト面のバリアフリー化を進め、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、近年、地震や豪雨等の大規模な自然災害が発生しています。災害が発生した場合に安全に避難するための迅速な対応、安心して避難できる避難所や設備等が求められるため、防災対策に関する取り組みを推進します。

視点2 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

事業の実施にあたり、障がい者及び障がい者家族等の意見を聞き、その意見を尊重します。

あわせて障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるような環境が必要です。そのためにも相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

視点3 一人ひとりのライフステージや障がい特性に応じた支援

障がいを有するようになる時期は、乳幼児期から成人、高齢期に至るまで、範囲となるライフステージがとて広く、障がいとなる原因も、病気、事故及び精神的な理由等の様々な要因があります。

そのため、障がい者の自立した生活を支えるためには、障がい者一人ひとりの障がい特性に応じて、必要な支援を受けることができる体制を構築する必要があります。そのためにも、地域・事業所・近隣市町村との連携や協力を図り、福祉、教育、保健、医療、就業等の支援体制を強化します。

視点4 住み慣れた地域で生活できる環境づくり

「施設や病院から地域へ」という流れは、一層明確になってきましたが、グループホーム等の整備等、障がい者が自分の生活スタイルに合わせた暮らし方ができるような地域社会を支える仕組みづくりが必要です。

また、地域住民の理解や相互に支えあうことができる社会を築くことも重要あり、そのためにも、地域住民へのより一層の障がいに対する理解促進に取り組みます。

3 きほんほうしん 基本方針

基本理念の実現に向けて、基本的視点や国の基本方針をもとに 9 つの基本方針を設定し、分野ごとに施策を取りまとめます。

(1) 生活支援の充実

障がいの有無に関わらず、住民が相互に理解し、尊重し合い、安心して生活できる地域社会を実現するため、相談支援体制の充実、福祉サービス等の障がい者が日常生活を送るために必要な支援を行います。

(2) 保健・医療の充実

障がい者が身近な地域において、必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図ります。

(3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進

インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある児童や生徒が、必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童や生徒とともに受けることのできる仕組みを構築します。また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

（４）雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者が適性にに応じて能力を十分に発揮し、就労することができるよう支援を行います。

また、各種福祉手当の支給等、経済的な負担の軽減等により経済的自立を支援します。

（５）生活環境の整備

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障がい者のための住宅の確保、公共交通機関等のバリアフリー化を図り、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

（６）情報化の推進とコミュニケーションの支援

障がい者が円滑に情報を入手・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう体制づくりを進めます。また、情報通信技術（ICT）も活用し、多様な手段での情報提供の取り組みも進めます。

（７）安全なまちづくりの推進

障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。特に防災対策については近年の災害発生状況を鑑み、支援が必要な人の防災対策の強化に向けた施策を推進します。

（８）差別の解消及び権利擁護の推進

障がいの有無によって、分け隔てることなく、お互いを理解し尊重し合いながら共生する社会の実現に向け「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、「障害者虐待防止法」に基づく、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。

（９）行政サービス等における配慮

障がい者がその権利を適正に行使することができるように、町の窓口の職員等への障がい者理解の促進に努めます。

分野	基本的な方向	施策
1. 生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実	①相談支援事業の充実 ②障害者相談員活動との連携 ③地域自立支援協議会の運営・充実 ④民生委員・児童委員の相談活動の充実 ⑤日常生活自立支援事業の推進 ⑥関係機関との連携
	(2) 地域生活支援・サービスの充実	①在宅福祉サービスの充実 ②多様な日中活動の場づくり ③地域生活支援事業の推進 ④居住支援サービスの充実 ⑤地域活動支援センターの充実 ⑥日常生活自立支援事業の推進【再掲】 ⑦成年後見制度の充実 ⑧外出支援サービスの充実 ⑨移動支援サービスの利便性の確保 ⑩あいのり（デマンド）タクシーの利用促進
	(3) 意思決定支援の推進	①相談支援事業の充実 ②関係機関との連携【再掲】 ③成年後見制度の充実【再掲】
	(4) 障がい児支援の充実	①在宅サービス及び障害児通所支援の提供 ②早期発見・療育体制の充実 ③関係機関との連携 ④保育所・幼稚園の受け入れの充実 ⑤特別支援教育の推進 ⑥放課後児童クラブにおける障がい児受け入れの促進
	(5) サービスの質の向上等	①ケアマネジメント体制の整備 ②サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成 ③人材の育成 ④町職員の研修の充実
	(6) 人材の育成	①ボランティアセンターの運営 ②障がい者団体・ボランティアの育成 ③ボランティア活動への支援
2. 保健・医療の充実	(1) 保健・医療の充実	①医療体制の整備 ②人材の育成【再掲】 ③リハビリテーション体制の充実 ④自立支援医療の充実
	(2) 精神保健・医療の提供	①医療機関との連携 ②こころの健康相談 ③精神障がいについての講座等の開催 ④社会復帰相談の実施
	(3) 難病に関する施策の推進	①難病患者に対する総合的な支援 ②在宅福祉サービスの充実【再掲】 ③相談支援事業の充実【再掲】
	(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	①各種健（検）診の充実 ②健康づくりの普及啓発 ③早期発見・療育体制の充実【再掲】 ④相談窓口の充実
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進	(1) 教育環境の充実	①障がい児に対する教育体制の充実 ②教育環境の整備 ③就学相談・進路指導の充実 ④早期発見・療育体制の充実【再掲】 ⑤特別支援教育の推進【再掲】 ⑥障がい児教育に対する地域の理解促進 ⑦義務教育修了後の支援の充実
	(2) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	①障がい者スポーツイベントの開催支援 ②障がい者スポーツ指導者の養成 ③スポーツ施設の整備 ④文化・芸術活動への支援

分野	基本的な方向	施策
4. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援	①町内事業所の障がい者雇用の促進 ②ジョブコーチ制度の活用促進 ③障がい者雇用に関する企業の理解促進 ④助成制度の普及啓発
	(2) 多様な就業機会の確保	①公的機関における雇用拡大の推進 ②障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針の推進 ③職業訓練の充実 ④福祉的就労の充実
	(3) 経済的自立の支援	①各種福祉手当の支給・周知 ②各種減免制度の周知 ③福祉施設の工賃の向上 ④障害年金制度の周知
5. 生活環境の整備	(1) 住宅環境の充実	①居住支援の充実 ②公営住宅の整備・活用
	(2) 安心・安全の環境づくり	①ユニバーサルデザインの普及・啓発 ②公共交通機関のバリアフリー化の推進 ③公共施設のバリアフリー化の推進 ④道路環境の整備・改善 ⑤身体障がい者用駐車場の確保
6. 情報化の推進とコミュニケーションの支援	(1) 情報提供の充実	①広報媒体を活用した情報提供 ②パンフレットの作成 ③説明会や研修会の実施
	(2) コミュニケーション支援の充実	①手話通訳者・要約筆記者の派遣 ②手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成
7. 安全なまちづくりの推進	(1) 防災対策の推進	①地域防災計画に基づく防災訓練の実施 ②災害時の避難・救助体制等の充実 ③災害情報等の伝達手段の確保・災害発生時における迅速な情報提供 ④福祉避難所の指定 ⑤防災知識の普及 ⑥避難行動要支援者名簿の作成・活用 ⑦地域の危険箇所の把握
	(2) 防犯対策の推進	①消費者トラブルの防止及び被害からの救済 ②防犯パトロールの推進
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 理解・啓発活動の推進	①広報媒体を通じた理解促進 ②障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施 ③職員等の理解促進 ④障がい者団体等との連携による理解・啓発活動
	(2) 交流・ふれあいの場の充実	①地域における交流機会の充実 ②障がい者団体・ボランティアの育成【再掲】 ③ふれあいいきいきサロン ④福祉教室
	(3) 学校・地域における福祉教育の推進	①障がい者団体・ボランティアの育成【再掲】 ②学校における福祉教育の推進 ③各種講座・学習会の開催 ④体験学習の推進
	(4) 権利擁護施策の推進	①日常生活自立支援事業の推進【再掲】 ②成年後見制度の充実【再掲】 ③虐待防止対策の推進
9. 行政サービス等における配慮	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進	①職員等の理解促進【再掲】 ②広報媒体を活用した情報提供【再掲】
	(2) 選挙等における配慮	①選挙等における配慮

※【再掲】：再度掲載している施策

だい しょう

第4章

しさく ほうこう てんかい

施策の方向と展開

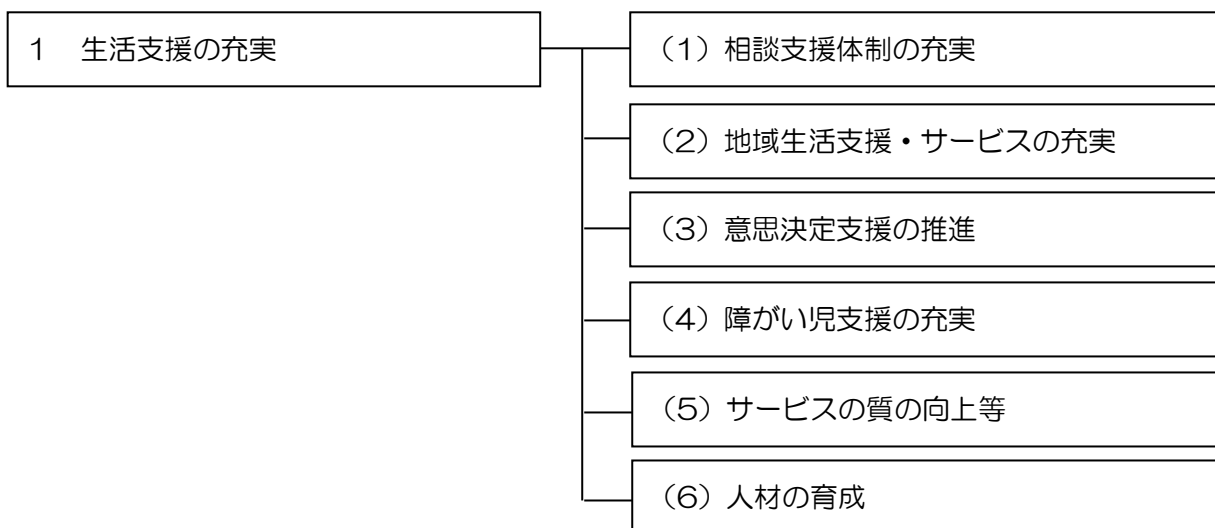
******* 方向性の「充実」「継続」の表記について *******

施策の取り組み方針で、今期計画でより力を入れる施策には「充実」と記載しています。また、前期計画と同様の方針で取り組む施策には「継続」と記載しています。

※【再掲】：再度掲載している施策

1 せいかつしえんじゅうじつ
生活支援の充実

障がいの有無に関わらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。そのため、サービスの充実だけでなく、いつでも気軽に相談することのできる場所、機会の拡充や移動手段の確保等、地域の中で自分らしく生活できるための体制整備に努めます。また、障がい児やその家族が身近な地域でのびのびと成長し、子育てを行うことができるよう努めます。



(1) 相談支援体制の充実

相談支援事業、障害者相談員の活動等を充実させることにより、地域の中で、障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。また、京都郡地域自立支援協議会の中で、ケース会議や情報交換を行い、地域内の連携体制を強化します。

施策名	①相談支援事業の充実		
障がいの特性を踏まえた身体・知的・精神障がい共通のケアマネジメント体制を構築し、福祉サービスの利用に関するコーディネート機能を備えた総合的な相談体制を確立します。障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、難病患者が日常生活上不安に感じることや悩みを解決し、地域で継続して生活していくことができるよう相談支援体制を充実します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②障害者相談員活動との連携		
障がい者が身近な地域で気軽に相談することができるよう、障害者相談員との連携に努め、相談活動の周知及び活動の充実を推進します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③地域自立支援協議会の運営・充実		
「京都郡地域自立支援協議会」を定期的開催し、地域の相談支援事業所とのネットワークの構築を図ることで、地域課題の共有、地域生活支援に資する人材の育成及び不足している社会資源の開発に取り組み、相談支援事業の充実を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④民生委員・児童委員の相談活動の充実		
障がい者が身近な地域で気軽に相談することができるよう、民生委員・児童委員による相談活動を支援するとともに、活動の周知を図ります。			
方向性	継続	推進主体	保険福祉課、子育て・健康支援課、社会福祉協議会

施策名	⑤日常生活自立支援事業の推進		
判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者が、地域で生活する上で必要な相談や福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を受ける日常生活自立支援事業を推進します。			
方向性	継続	推進主体	社会福祉協議会

施策名	⑥関係機関との連携		
障がい者やその家族を支えるため、福祉・保健・医療・教育・就労等専門的な機関、福祉サービス事業者やその他民間団体と連携し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。 今後、複合的な問題を抱える相談に対応できる総合的な相談支援体制の強化を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

(2) 地域生活支援・サービスの充実

障がい者が地域で生活を維持継続していくためには、個々のニーズに応じた福祉サービスが地域の社会資源として充実していることが大切です。現在、福祉サービスの中には、県内や圏域の中になし事業所がなく、利用したくても利用ができないサービスもあります。今後、事業所と連携して、福祉サービスの充実を図ります。

施策名	①在宅福祉サービスの充実		
障がい者が地域で生活していくためには、様々なニーズに対応したサービスを身近な地域で受けられることが必要です。ホームヘルプサービス等、居宅を中心として暮らす障がい者への福祉サービスの充実を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②多様な日中活動の場づくり		
障がい者（児）が日中を仲間と過ごすため、または、生きがいのある生活を送るための場が必要です。地域における日々の生活を支援するため、生活介護、自立訓練、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援事業等、様々な日中活動の場の確保に努めます。 現在、医療ケアを必要とする重度の障がい者を受け入れる日中活動の場が不足しているため、今後、確保に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③地域生活支援事業の推進		
障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業を地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施していきます。障がい者が各サービスを利用しつつ、その能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、事業の推進を図ります。 また、実情に応じ、必要な事業については実施に向けて整備するとともに、任意事業についても、ニーズの把握を行い、内容の検討を行います。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④居住支援サービスの充実		
障がい者が施設ではなく、地域社会の中で日常生活を自立的に営むことができるよう、グループホーム・地域移行支援の居住支援サービス等の充実を図ります。また、庁内の関係部署と連携を図りながら、公営住宅の活用、民間住宅への入居支援等を推進します。			
方向性	充実	推進主体	建築課、子育て・健康支援課

施策名	⑤地域活動支援センターの充実		
行橋市にある地域活動支援センターの利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。また、専門職員を配置し、福祉・保健・医療及び関係機関との連携強化のための調整を行い、地域住民によるボランティアの育成、障がい者に対する理解促進のための普及・啓発を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	⑥日常生活自立支援事業の推進【再掲】		
判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者が、地域で生活する上で必要な相談や福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を受ける日常生活自立支援事業を推進します。			
方向性	継続	推進主体	社会福祉協議会

施策名	⑦成年後見制度の充実		
判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等の権利や財産を守るための事業です。障がい者の地域での生活の継続支援のために、制度の普及・啓発を図ります。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課、保険福祉課、社会福祉協議会

施策名	⑧外出支援サービスの充実		
障がい者の外出や移動の利便性を高めるため、移動支援や同行援護といった外出支援サービスの充実に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	⑨移動支援サービスの利便性の確保		
あいのりタクシーの便宣を図り、福祉タクシー等で障がい者の移動手段について、利便性の確保に努めます。			
方向性	充実	推進主体	行政経営課、保険福祉課、子育て・健康支援課

施策名	⑩あいのり（デマンド）タクシーの利用促進		
生活交通を確保するため、勝山・犀川地区においてあいのり（デマンド）タクシーを運行しています。今後は運行区間を町内全域に拡大し、障がい者の移動手段の一つとして利用促進を図ります。			
方向性	継続	推進主体	行政経営課

(3) 意思決定支援の推進

障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう意思決定支援の推進を図ります。

施策名	①相談支援事業の充実		
障がいのある人自らの意思決定を反映した日常生活が送れるように相談支援事業を充実します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②関係機関との連携【再掲】		
障がい者やその家族を支えるため、福祉・保健・医療・教育・就労等専門的な機関、福祉サービス事業者やその他民間団体と連携し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。 今後、複合的な問題を抱える相談に対応できる総合的な相談支援体制の強化を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③成年後見制度の充実【再掲】		
判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等の権利や財産を守るための事業です。障がい者の地域での生活の継続支援のために、制度の普及・啓発を図ります。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課、保険福祉課、社会福祉協議会

(4) 障がい児支援の充実

障がい児やその家族が、身近な地域において、自分らしく生活することができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づき、適切な保育サービスを受けられることができるよう体制を整えます。

施策名	①在宅サービス及び障害児通所支援の提供		
在宅で生活する障がい児について、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスまたは児童発達支援等の障害児通所支援事業を実施し、在宅支援の充実を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②早期発見・療育体制の充実		
乳幼児健康診査等を通じて、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいに気づいた場合には、早期治療や適切な療育が受けられるよう医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化します。また、障がいや育てにくさがある子どもとその保護者が適切なサービスを利用したり、保護者が抱える悩み等に対しても支援していくため、発育相談やたんぼぼ教室等の療育相談を実施します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、社会福祉協議会

施策名	③関係機関との連携		
子どもの養育・虐待をはじめ、様々な相談に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所及び京築福祉環境事務所等との連携を強化します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④保育所、幼稚園の受け入れの充実		
様々な障がいの状態や特性に対応するため、障がい児の実態に応じた個別の支援計画に基づき、教育・保育を進めます。保育所や幼稚園で受け入れた障がい児については、適切な保育や指導が行えるよう保育士等の加配を行い、障がい児の処遇向上を図ります。また、障がい児に対する入所基準については、柔軟に対応できるよう努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	⑤特別支援教育の推進		
通常の学級に在籍する、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対して、適切な指導や支援が行えるよう特別支援教育コーディネーターを連携・協力役として指名するとともに、関係機関と連携を深め、特別支援教育の体制整備に努めます。			
方向性	継続	推進主体	学校教育課

施策名	⑥放課後児童クラブにおける障がい児受け入れの促進		
町内の小学校の特別支援学級に通う児童を対象に、放課後児童クラブを開設するとともに、障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対して、補助金を加算して助成することにより、障がい児の受け入れを促進します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、社会福祉協議会

(5) サービスの質の向上等

障がい者が必要なサービスを自己で選択し、適切に利用することができるようサービスの質の向上を図ります。また、そのために専門職員の配置等を検討していきます。

施策名	①ケアマネジメント体制の整備		
障がい者自身が必要なサービスを選択して利用できるよう、障がいの程度や健康状態等に応じたサービスの選択を支援する助言やケアマネジメント体制の整備に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成		
サービス等利用計画・障害児支援利用計画に本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービス等を可能な限り本人の意思を反映しながら、適切なサービスの組み合わせを検討していきます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③人材の育成		
障がい者支援の体制強化を図るため、保健師や看護師等の専門員の確保、人材の育成及び資質の向上に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④町職員の研修の充実		
健康教育や在宅ケア等、保健サービスの充実を図るため、保健師等の研修を行います。障がい者に対する知識を深めるための研修及び講習会等への町職員の参加を促進します。			
方向性	充実	推進主体	総務課、子育て・健康支援課

(6) 人材の育成

障がい者が地域の中で安心して生活していくためには、サービスによる支援だけではなく、地域の支え合いや地域のボランティアの存在が大変重要です。障がいのない人が障がいについて理解するための講座や研修を開催し、ボランティア等の人材の育成に努めます。

施策名	①ボランティアセンターの運営		
ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修の開催、NPO等、住民活動団体への支援等を実施します。			
方向性	充実	推進主体	社会福祉協議会

施策名	②障がい者団体・ボランティアの育成		
各種サロンや福祉入門教室等の講座や研修を開催し、住民が福祉に関する意識を高めるための学習の機会を充実し、障がい者団体やボランティアの育成・支援を図ります。また、身体・知的・精神障がいそれぞれの団体の相互理解を深めるため、各々の団体の交流機会の確保に努めます。			
方向性	継続	推進主体	社会福祉協議会

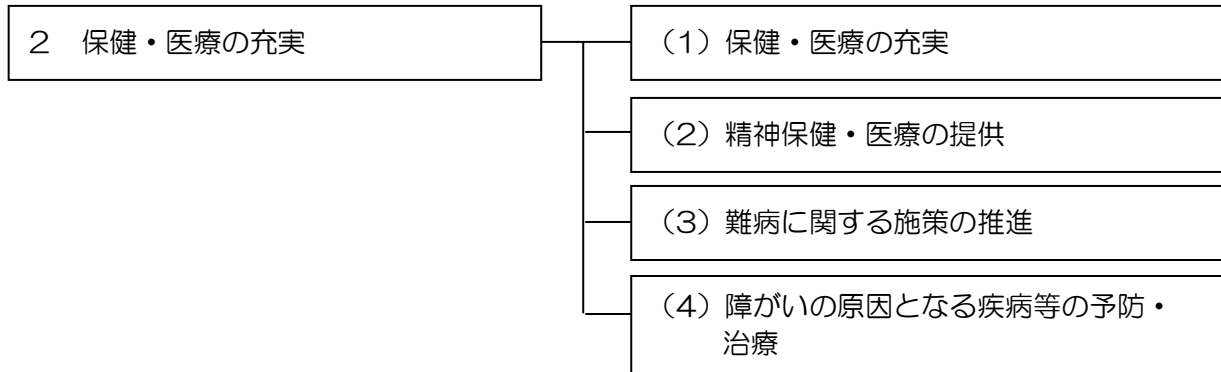
施策名	③ボランティア活動への支援		
社会福祉協議会内のボランティアセンターと連携して、活動団体への施設や設備の提供、活動に係る情報の受発信、相談業務等を通してボランティア活動の支援を行います。			
方向性	充実	推進主体	社会福祉協議会

2

ほけん いりょう じゅうじつ 保健・医療の充実

障がい者や難病の方が身近な地域において、必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図ります。

また、支援が必要な状態になることを防ぎ、疾病を早期発見するためには、日常的な健康管理、相談支援体制の充実が必要です。



(1) 保健・医療の充実

障がい者が地域において必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図ります。

施策名	①医療体制の整備		
医師・看護師等医療に関わる人との連携に努めるとともに、地域における医療サービス提供体制の充実を図ります。また、通院が難しい人については往診の利用を促進するとともに、夜間・休日・災害時等における救急医療体制の整備、近隣自治体や県と連携を図り、地域における総合的な医療体制の整備に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②人材の育成【再掲】		
障がい者支援の体制強化を図るため、保健師や看護師等の専門員の確保、人材の育成及び資質の向上に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③リハビリテーション体制の充実		
障がい者の自立と社会参加を支援するために、一人ひとりの状態に応じた適切なリハビリテーションが実施されるよう、専門員、近隣自治体、関係機関等との連携を図り、情報提供や相談支援に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④自立支援医療の充実		
自立支援医療制度は、障害者総合支援法により心身の障がいの状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度です。精神障がいでは、精神疾患に対する継続的な通院医療がその対象となっています。また、重度障がい者が医療機関等に受診されたときの保険医療費の自己負担額を助成する重度障害者医療費助成事業も行っています。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、保険福祉課

(2) 精神保健・医療の提供

近年、社会環境の変化や人間関係の複雑化によるストレスで精神疾患になるケース等が増えてきていることから、医療機関と連携し、精神保健福祉施策を充実することが大切です。また、精神障がいのある人に対する施策はこれまでの入院を中心とする医療支援から地域生活への自立や社会参加を進める方向に変化しています。精神障がい者が地域生活へ移行できるようサポート体制を整えます。

施策名	①医療機関との連携		
精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期受診・早期治療ができるようにサポートし、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②こころの健康相談		
こころの健康相談を随時行い、こころの健康づくりに対する予防活動・精神保健の向上に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③精神障がいについての講座等の開催		
精神障がいについての理解やこころの健康に対する関心を深めるために、セミナーを開催するとともに、精神保健福祉関係者に対する研修会の実施を検討します。また、地域の公民館等で精神障がいについての理解を深めるための講座を開催する等、機会の確保に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④社会復帰相談の実施		
在宅の精神障がい者を対象に、生活リズムや対人関係の改善を図り、精神障がい者の社会復帰を促進します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

(3) 難病に関する施策の推進

障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病患者も位置づけられました。難病患者に対して、障がいの状況にあった適切なサービスを利用できるようサービスの周知に努めるとともに、サービスの提供を行います。

施策名	①難病患者に対する総合的な支援		
難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受け入れ病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②在宅福祉サービスの充実【再掲】		
障がい者が地域で生活していくためには、様々なニーズに対応したサービスを身近な地域で受けられることが必要です。ホームヘルプサービス等、居宅を中心として暮らす障がい者への福祉サービスの充実を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③相談支援事業の充実【再掲】		
障がいの特性を踏まえた身体・知的・精神障がい共通のケアマネジメント体制を構築し、福祉サービスの利用に関するコーディネート機能を備えた総合的な相談体制を確立します。障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、難病患者が日常生活上不安に感じることや悩みを解決し、地域で継続して生活していくことができるよう相談支援体制を充実します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、社会福祉協議会

(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

支援が必要な状態にならないためには、障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・治療がきわめて重要です。妊娠期から高齢期に至る健康保持増進のため、健康診査等各種施策の充実を図ります。

施策名	①各種健（検）診の充実		
進行すると重度な合併症や生活の質を低下させる生活習慣病やがんを早期に発見し、早期治療につなげるため特定健診や各種がん検診の受診率の向上に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②健康づくりの普及啓発		
各種健康教室等の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、こころの健康づくり等、健康に関する意識の普及啓発に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

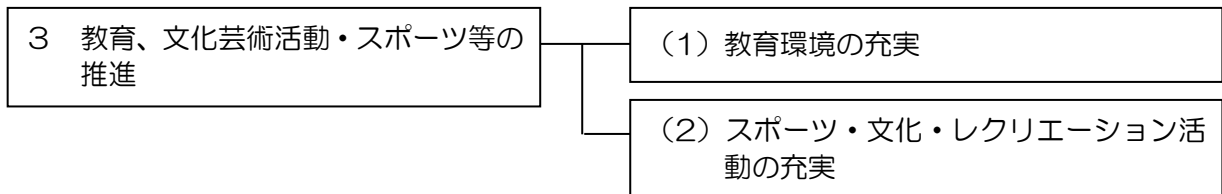
施策名	③早期発見・療育体制の充実【再掲】		
乳幼児健康診査等を通じて、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいが発見された場合には、早期治療や適切な療育が受けられるよう医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化します。また、障がいや育てにくさがある子どもとその保護者が適切なサービスを利用したり、保護者が抱える悩み等に対しても支援していくため、発育相談やたんぼぼ教室等の療育相談を実施します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、社会福祉協議会

施策名	④相談窓口の充実		
こころの相談、健康相談等の事業を通して、健康・障がいに関する相談体制の充実に取り組み、迅速に対応できるように関係機関と連携し、保健指導の推進を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

3

きょういく ぶんかげいじゆつかつどう とう すいしん 教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、住民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいのある児童生徒が必要な支援の下で、その年齢や能力、特性を踏まえて十分な教育を受けられるよう体制づくりを進めます。また、障がいの有無に関わらず、文化芸術活動、スポーツに関する取り組みを支援します。



(1) 教育環境の充実

障がい児一人ひとりの障がいや特性に応じた教育を提供できる体制づくりを進めます。また、地域における障がい児に対する理解促進のための交流の機会の確保等に努めます。

施策名	①障がい児に対する教育体制の充実		
障がい児一人ひとりの発達に応じた柔軟な教育内容の提供や、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みの支援に努めます。また、教職員の専門性の向上を図り、特に発達障がい児については、障がいに起因した不適合を未然に防ぐための支援システムの構築や教職員の専門性の向上に努めます。			
方向性	充実	推進主体	学校教育課、子育て・健康支援課

施策名	②教育環境の整備		
障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた最適な教育環境の整備に努めます。また、障がい児が安心して生活を送ることができるよう保育所・幼稚園・小学校・中学校の施設等のバリアフリー化を推進します。			
方向性	継続	推進主体	学校教育課、子育て・健康支援課

施策名	③就学相談・進路指導の充実		
就学・就労に関する施設・機関や高等教育機関等との連携を強化し、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、一人ひとりに応じた適切な進路が選択できるよう、進路指導の充実を図ります。			
方向性	継続	推進主体	学校教育課

施策名	④早期発見・療育体制の充実【再掲】		
乳幼児健康診査等を通じて、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいが発見された場合には、早期治療や適切な療育が受けられるよう医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化します。また、障がいや育てにくさがある子どもとその保護者が適切なサービスを利用したり、保護者が抱える悩み等に対しても支援していくため、ひまわり教室やたんぼぼ教室等の療育相談を実施します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、社会福祉協議会

施策名	⑤特別支援教育の推進【再掲】		
通常の学級に在籍する、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対して、適切な指導や支援が行えるよう特別支援教育コーディネーターを連携・協力役として指名するとともに、関係機関と連携を深め、特別支援教育の体制整備に努めます。			
方向性	継続	推進主体	学校教育課

施策名	⑥障がい児教育に対する地域の理解促進		
学校行事等への市民の参加と協力を呼びかけ、学校・地域・家庭が連携し、特別支援教育に対する相互理解に努めます。			
方向性	充実	推進主体	学校教育課

施策名	⑦義務教育修了後の支援の充実		
特別に支援を要する児童・生徒の義務教育修了後の将来の自立に向けた支援体制の整備に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、学校教育課

(2) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

障がい者が地域の一員として豊かな社会生活を送るためには、サービスの充実だけではなく、障がい者自身の自立と社会参加を促すことが重要です。そのため、障がい者のためのスポーツ活動や文化・レクリエーション活動の充実を図ります。

施策名	①障がい者スポーツイベントの開催支援		
障がい者のスポーツを広めるために、当事者団体等と協力して、スポーツイベントの開催を支援します。開催にあたっては、広報等で開催情報を広く発信しながら、コミュニケーション支援や移動支援等を活用し、参加機会の拡大に努めます。			
方向性	充実	推進主体	社会福祉協議会、子育て・健康支援課

施策名	②障がい者スポーツ指導者の養成		
福岡県障がい者スポーツ協会等の関係団体と連携して、障がい者に対するスポーツ指導者の養成に努めます。			
方向性	充実	推進主体	生涯学習課

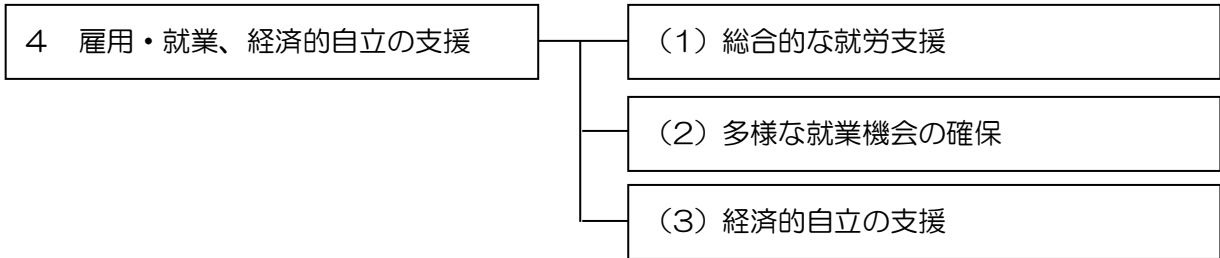
施策名	③スポーツ施設の整備		
障がい者や高齢者がいつでも誰もがスポーツを楽しみ、生きがいを持てるスポーツ施設の整備・充実に努めます。			
方向性	充実	推進主体	生涯学習課

施策名	④文化・芸術活動への支援		
障がい者が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めます。また、障がい者の文化活動等の成果を発表・紹介し、広く住民が障がい者福祉への理解を深めることができる機会の提供に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

4

こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で安定した生活を営むためには、就労によって、経済的基盤を確立することが重要なことから、一定の年齢に達した障がい者の就労を支援し、あわせて障がい者やその家族の経済的自立を図るための取り組みを進めます。



(1) 総合的な就労支援

多くの障がい者が働けるよう、働く場の確保に努めます。また、障がい者の雇用についての企業等の理解促進を進めます。

施策名	①町内事業所の障がい者雇用の促進		
公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター エールとの連携を図り、障害者トライアル雇用を推進し、就職が困難な障がい者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、相互理解を促進すること等を通じて、障がい者雇用を促進します。また、町内の事業所が法定雇用率 2.0%を達成するよう促します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②ジョブコーチ制度の活用促進		
ジョブコーチ制度を活用し、障がい者、事業主及び障がい者の家族に対して障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、障がい者の職場適応を図り、障がい者の雇用を促進します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③障がい者雇用に関する企業の理解促進		
障がい者の雇用拡大について、企業に啓発活動を行い、雇用者側の理解を促進するとともに法定雇用率の達成を促します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④助成制度の普及啓発		
公共職業安定所等との連携のもと、企業や事業主に対して、助成制度の周知及び活用の促進を図り、障がい者雇用を促進します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

(2) 多様な就業機会の確保

精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。また、「みやこ町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

施策名	①公的機関における雇用拡大の推進		
町役場等の公的機関において、障がい者の雇用を促進するとともに、清掃委託等職域の拡大を図ります。また、その法定雇用率の達成を促します。			
方向性	継続	推進主体	総務課

施策名	②障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針の推進		
町が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを定めた「みやこ町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に沿って、町からの物品、役務の発注のさらなる促進に取り組みます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③職業訓練の充実		
今後も就労を希望する人に対し、障がい者の状態に応じた生産活動等を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④福祉的就労の充実		
一般就労は困難ではあるものの、就労を希望する障がい者が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援及び地域活動支援センター等を活用した福祉的就労に対する支援を行います。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

(3) 経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに各種減免制度を充実し、障がい者の自立を促進します。

施策名	①各種福祉手当の支給・周知		
特別障害者手当や障害児福祉手当等、在宅で生活する障がい者（児）の生活安定を図るため、各種福祉手当の充実とともに手当に関する周知に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②各種減免制度の周知		
所得税、住民税の控除、自動車税等の減免、福祉タクシー券の交付によるタクシー料金の割引等の制度の周知・普及に努めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課、税務課、保険福祉課

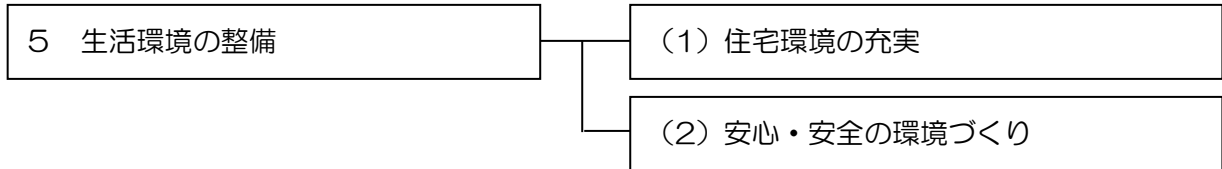
施策名	③福祉施設の工賃の向上		
福祉施設の工賃は低い状況にあります。県とともに福祉施設の仕事の安定的な確保と工賃の向上に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④障害年金制度の周知		
障がい者に係わる公的年金は、町の年金担当窓口で請求の受け付けを行っている障害基礎年金と、年金事務所で手続きを行う障害厚生年金、各々の共済組合で手続きを行う障害共済年金がありますが、これらの障害年金について理解を促すため、広報誌等による周知を図ります。			
方向性	継続	推進主体	住民課、子育て・健康支援課

5

せいかつかんきょう せいび 生活環境の整備

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、施設や公共交通機関におけるバリアフリー化を推進します。



(1) 住宅環境の充実

障がい者が地域で安心して生活を送れるよう住宅環境の改善やグループホームの整備・確保に努めます。

施策名	①居住支援の充実		
障がい者の地域生活を支援し、住宅環境の改善を進めていくために、関連事業者や地域住民等にも理解と協力を求めながら、グループホーム等の整備・確保に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②公営住宅の整備・活用		
障がい者が地域で安心して快適な生活を送れるよう、町営住宅の新規建設にあたっては、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づく整備を行って、段差・階段等のバリアの解消といった適切な整備を図ります。			
方向性	継続	推進主体	建築課

(2) 安心・安全の環境づくり

障がい者が安心して外出することができるようユニバーサルデザインの考え方にに基づき、福祉のまちづくりを進めます。

施策名	①ユニバーサルデザインの普及・啓発		
人々が真に豊かさを実感でき、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するため、障がいの有無や年齢等に関係なく対等な社会の構成員として、持てる能力を最大限に発揮できる社会づくりを推進します。その際、障がい者の視点が十分に反映されるよう、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発に努めます。			
方向性	充実	推進主体	行政経営課

施策名	②公共交通機関のバリアフリー化の推進		
町内を運行する民間バス事業者や鉄道に対して、低床バスの導入やバス停・駅等のバリアフリー化、点字案内板等の設置を働きかけ、障がい者の移動の円滑化を図ります。			
方向性	充実	推進主体	行政経営課

施策名	③公共施設のバリアフリー化の推進		
公共施設や設備について、障がい者も安心して利用できるよう、身体障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ等の設置・改善や段差の解消等を図り、バリアフリー化を推進します。また、公共施設を新規に建設する際には、障がい者の意見を聞く機会を設けるよう努めます。			
方向性	充実	推進主体	総務課

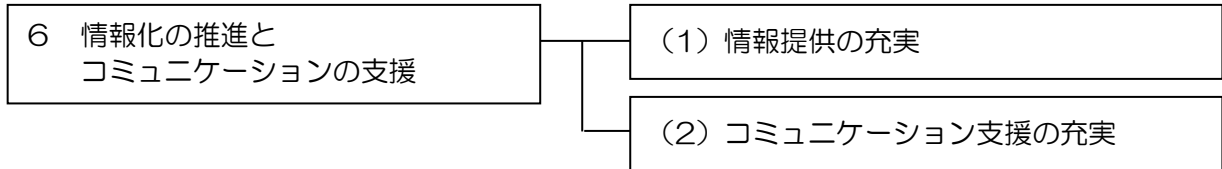
施策名	④道路環境の整備・改善		
幹線道路の整備計画との整合性を図りながら、県道や広域農道の整備促進、町道の整備等を計画的に行います。また、安全な歩行空間が確保できるよう、歩道の拡幅や段差の解消、誘導ラインや点字ブロックの設置等、道路環境の改善を推進するとともに、道路標識や案内板等の改善についても関係機関と協議しながら推進します。			
方向性	充実	推進主体	都市整備課

施策名	⑤身体障がい者用駐車場の確保		
身体障がい者用駐車場について、多くの人々が利用する場所や施設等を中心に、十分な確保と適切な利用の促進を図ります。また、福岡県の制度である「ふくおか・まごころ駐車場」の周知を行い、多くの商業施設等において身体障がい者用駐車場の設置を促します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

6

じょうほうか すいしん 情報化の推進とコミュニケーションの支援 しえん

障がいの有無に関わらず、すべての人が平等、円滑に情報入手・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実を図ります。



(1) 情報提供の充実

様々な情報媒体を活用し、障がい者への情報発信を行います。また、既存のパンフレット等の見直しを行い、内容の充実を図るとともに、新たなパンフレットの作成等を進めます。

施策名	①広報媒体を活用した情報提供		
「広報みやこ」や町のホームページ等を活用し、各種サービスの内容・利用方法や制度等の情報提供に努めます。また、窓口における情報の提供を進めるため、新規手帳交付時に「障がい者（児）福祉のしおり」を配布します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②パンフレットの作成		
本町において提供される各種サービスの内容・利用方法、悩みや不安を相談できる場所について、必要な情報が障がい者やその家族に的確に伝わるよう、わかりやすいパンフレットの作成に努めます。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③説明会や研修会の実施		
各種障がい福祉サービスの内容・利用方法や制度等の情報提供の充実のため、特別支援学校や施設・事業所等と協働で説明会や研修会の開催を検討します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

(2) コミュニケーション支援の充実

障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣、設置等による支援を行いコミュニケーション支援の充実を図ります。

施策名	①手話通訳者・要約筆記者の派遣		
聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が、その他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、意思伝達的手段として手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者・要約筆記者の活用促進のために広報等を活用し、サービスの周知を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成		
聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が、その他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、意思伝達的手段として手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行います。また、養成のための講座の開催を検討します。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

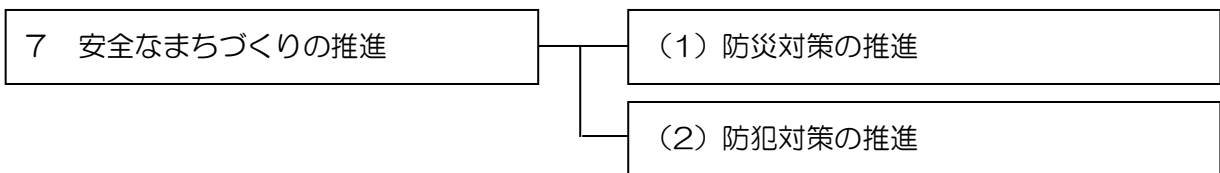
7

あんぜん すいしん 安全なまちづくりの推進

障がい者が地域社会において安全・安心な生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に配慮した支援策を講じ、災害や犯罪による被害の未然防止を図る必要があります。

特に重要な取り組みの一つとして、迅速な情報の伝達・提供手段の確立で、緊急時において、障がい者が必要な情報を速やかに入手し、または通報できる環境を整備する必要があります。

また、障がい者が危険な状況にあるときは、速やかに救助され、または避難できる体制を整備する必要があります。



(1) 防災対策の推進

障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係課の連携の下で、地域防災計画の作成、防災訓練の実施等の取り組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を行います。

施策名	①地域防災計画に基づく防災訓練の実施		
平成29年度に策定した地域防災計画に基づき、定期的に防災訓練を実施し、避難方法や経路を確認します。その際、関係団体と連携し、障がい者等の積極的参加を促します。			
方向性	継続	推進主体	総務課

施策名	②災害時の避難・救助体制等の充実		
個人情報保護に配慮しながら、地域住民により災害発生時に障がい者等に対して迅速に情報を伝達し、適切に避難・救助する体制づくりを推進します。 また、救援者に研修会等で障がいの特性について理解してもらい、障がい者等への救援が適切に行えるような体制づくりに努めます。			
方向性	継続	推進主体	総務課

施策名	③災害情報等の伝達手段の確保・災害発生時における迅速な情報提供		
防災行政無線やメール配信等、障がい特性に応じて、災害情報等の伝達手段の整備・確保を進めるとともに、災害発生情報や避難情報を迅速かつ的確に提供します。			
方向性	継続	推進主体	総務課

施策名	④福祉避難所の指定		
一般の避難所では生活することが困難な要介護高齢者や障がい者を対象とする福祉避難所を指定します。			
方向性	充実	推進主体	総務課

施策名	⑤防災知識の普及		
地域防災計画に基づき、障がい者やその家族、地域住民に対して、研修会の開催、防災に関する資料の提供等により、防災知識の普及を図ります。			
方向性	充実	推進主体	総務課

施策名	⑥避難行動要支援者名簿の作成・活用		
災害対策基本法に基づき、災害時に支援を必要とする障がい者を保護するために、障がいの状況や居住環境、必要な医療等を把握し、近隣協力者の支援が得られるようにするための調査を行い、避難行動要支援者名簿を作成します。また、災害時にそれを活用し、福祉行政と地域組織が連携し、安否確認や緊急移動を行えるよう支援体制を整えます。			
方向性	充実	推進主体	総務課、保険福祉課

施策名	⑦地域の危険箇所の把握		
地域住民が集まる集会等を活用し、福祉のまちづくりにおける座談会を開催し、地域の危険箇所の情報交換・対応等を検討します。			
方向性	充実	推進主体	総務課

(2) 防犯対策の推進

地域の障がい者団体と連携し、地域における防犯対策を推進します。

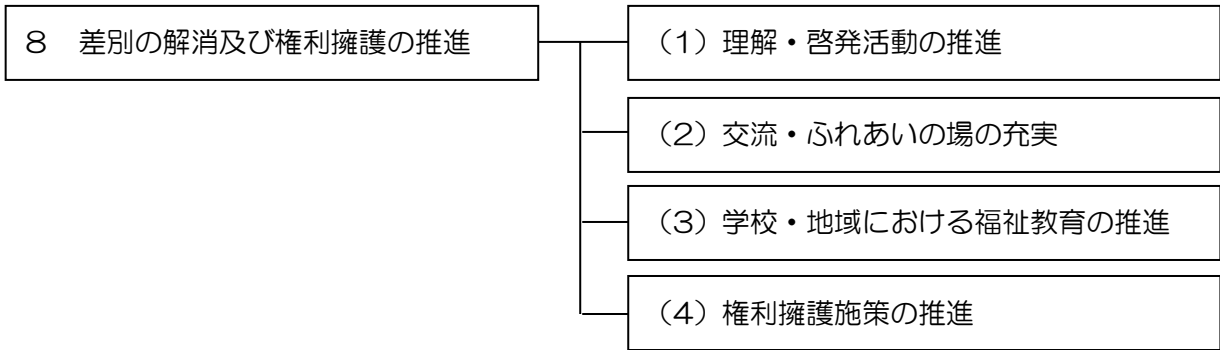
施策名	①消費者トラブルの防止及び被害からの救済		
障がい者の消費者トラブルに関する情報を収集し、広報誌等により積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がい者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。			
方向性	充実	推進主体	観光まちづくり課

施策名	②防犯パトロールの推進		
地域から犯罪をなくすために、ボランティアによるパトロール等、地域における見守り活動を促進するとともに、地域住民の協力や見守りによる防犯体制づくりを進めます。			
方向性	継続	推進主体	総務課

8

さべつ かいしょうおよ けんりようご すいしん 差別の解消及び権利擁護の推進

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを理解し尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。



(1) 理解・啓発活動の推進

様々な広報媒体を通じた障がい者理解の促進を図るとともに、障害者週間等において、啓発活動を行います。

施策名	①広報媒体を通じた理解促進		
障がいに対する理解の促進を図るため、町の広報誌やホームページ、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	②障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施		
「障害者週間」（12月3日から12月9日）や「人権週間」（12月4日から12月10日）等において、障がいや障がい者に対する理解を深めるため、啓発事業や講演会の開催等、広く啓発・広報活動に取り組みます。			
方向性	継続	推進主体	総務課、子育て・健康支援課

施策名	③職員等の理解促進		
障がい者施策や事業を担当する職員及び教育を担当する教職員に対し、人権尊重を基本とした研修を実施します。			
方向性	充実	推進主体	総務課、子育て・健康支援課

施策名	④障がい者団体等との連携による理解・啓発活動		
障がい者団体等と連携し、障がいに対する理解・啓発活動を進め、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりを進めます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

(2) 交流・ふれあいの場の充実

地域における障がい者理解を促進するため、既存の地域のイベントや場を活用し、障がいのある人とない人の交流を図ります。

施策名	①地域における交流機会の充実		
障がいや障がい者に対する理解の促進のため、地域のイベント・行事等を開催し、相互交流を促進することを検討します。 地域で開催されているサロン等の場で障がい者理解を促進するための話し合いの機会を設置する等、現存する資源を活用しつつ、交流・ふれあいの場の充実を検討します。また、障がい者たちの集まりに地域住民が参加していけるような仕組みづくりについても検討していきます。			
方向性	充実	推進主体	社会福祉協議会、保険福祉課

施策名	②障がい者団体・ボランティアの育成【再掲】		
各種サロンや福祉入門教室等の講座や研修を開催し、住民が福祉に関する意識を高めるための学習の機会を充実し、障がい者団体やボランティアの育成・支援を図ります。また、身体・知的・精神障がいそれぞれの団体の相互理解を深めるため、各々の団体の交流機会の確保に努めます。			
方向性	継続	推進主体	社会福祉協議会、子育て・健康支援課

施策名	③各種サロン		
高齢者向けに実施しているいきいきサロンに障がい者の方も参加できるような働きかけを行い、障がいの方が地域で孤立しないように、また、地域から見守られる体制を作ります。			
方向性	充実	推進主体	社会福祉協議会、保険福祉課

施策名	④福祉教室		
町内の小学生を対象に、障がいや高齢化について学習の機会を作ります。障がいを受容する能力、理解する能力を学齢期から育みます。自分の周りに住んでいる人たちの状況を知ること、思いやりを持つ子どもを育みます。障がいや高齢に伴い、発症する病気に対する偏見を持たないような環境を提供します。			
方向性	充実	推進主体	社会福祉協議会

(3) 学校・地域における福祉教育の推進

ノーマライゼーションの理念に基づいた福祉観を育てること、とりわけ次代を担う子どもたちへの福祉教育推進のため、社会福祉協議会、各学校、関係機関との連携を図ります。

施策名	①障がい者団体・ボランティアの育成【再掲】		
各種サロンや福祉入門教室等の講座や研修を開催し、住民が福祉に関する意識を高めるための学習の機会を充実し、障がい者団体やボランティアの育成・支援を図ります。また、身体・知的・精神障がいそれぞれの団体の相互理解を深めるため、各々の団体の交流機会の確保に努めます。			
方向性	継続	推進主体	社会福祉協議会、子育て・健康支援課

施策名	②学校における福祉教育の推進		
子どもの頃から福祉に対する理解を深め、障がいや障がい者に対する正しい知識を持つことができるよう、小・中学校における総合的な学習の時間やクラブ活動、学校行事等を活用しながら、福祉教育の推進に向けた活動を重視します。			
方向性	充実	推進主体	学校教育課

施策名	③各種講座・学習会の開催		
障がいに関する講座や学習会等を通じて、多様な学習メニューを整備し、地域住民に対する福祉教育の浸透を図ります。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	④体験学習の推進		
車いすに試乗する機会を提供する等、障がい者の生活を疑似体験し、理解を深める機会の確保・拡充に努めます。			
方向性	充実	推進主体	社会福祉協議会

(4) 権利擁護施策の推進

十分な自己決定や意思表示が困難な障がいのある人が、人権や財産の侵害を受けることがないように、障がい者虐待防止への取り組みや成年後見制度の充実等、権利擁護体制の充実を図ります。

施策名	①日常生活自立支援事業の推進【再掲】		
判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者が、地域で生活する上で必要な相談や福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を受ける日常生活自立支援事業を推進します。			
方向性	継続	推進主体	社会福祉協議会

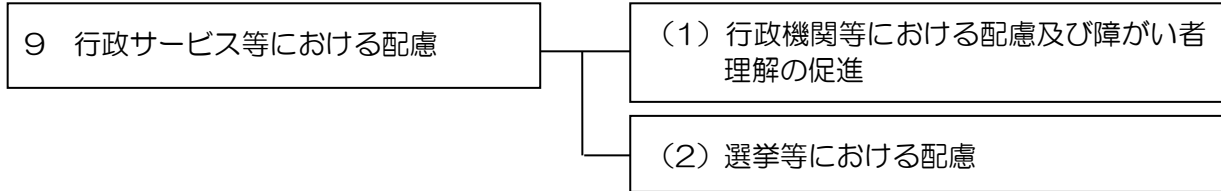
施策名	②成年後見制度の充実【再掲】		
判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等の権利や財産を守るための事業です。障がい者の地域での生活の継続支援のために、制度の普及・啓発を図ります。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

施策名	③虐待防止対策の推進		
障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。			
方向性	継続	推進主体	子育て・健康支援課



ぎょうせい とう はいりよ
行政サービス等における配慮

障がい者がその権利を適正に行使することができるように、町の窓口の職員等への障がい者理解の促進に努めます。



(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

障がい者が適切な配慮を受けることができるように、窓口で対応する職員等における障がい者理解の促進に努めます。

施策名	①職員等の理解促進【再掲】		
障がい者施策や事業を担当する職員及び教育を担当する教職員に対し、人権尊重を基本とした研修を実施します。			
方向性	充実	推進主体	総務課、子育て・健康支援課

施策名	②広報媒体を活用した情報提供【再掲】		
「広報みやこ」や町のホームページ等を活用し、各種サービスの内容・利用方法や制度等の情報提供に努め、情報のバリアフリー化を進めます。また、窓口における情報の提供を進めるため、新規手帳交付時に「障がい者（児）福祉のしおり」を配布します。			
方向性	充実	推進主体	子育て・健康支援課

(2) 選挙等における配慮

障がい者が円滑に投票できるよう、投票環境の向上に努めます。

施策名	①選挙等における配慮		
障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供や移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化等、選挙等における配慮を行います。			
方向性	継続	推進主体	総合行政委員会

だい しょう
第 1 章

しょう ふくし かん すうちもくひょう
障がい福祉サービスに関する数値目標

第1章 障がい福祉サービスに関する数値目標

本項目では、国が定める基本指針に即して、平成32年度の数値目標を設定します。

1

施設入所者の地域生活への移行

(1) 平成28年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成32年度末の目標値	3人
-------------	----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	平成28年度末時点の町の施設入所者数（31人）の9%以上である3人を地域生活に移行する者の数として設定します。
国指針 （目標値設定に あたっての指針）	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行する。

(2) 平成28年度末時点と比較した施設入所者の削減数

平成32年度末の目標値	1人
-------------	----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	平成28年度末時点の町の施設入所者数（31人）の2%以上である1人を施設入所者の削減数として設定します。
国指針 （目標値設定に あたっての指針）	平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減数として設定する。

2

せいしんしょう たいおう ちいきほうかつ こうちく
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末の目標値	1 か所
---------------	------

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	京都郡地域自立支援協議会を協議の場とすることについて検討を進めていきます。
国指針 (目標値設定に あたっての指針)	保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村、または複数市町村による共同設置とする。

3

ちいきせいかつしえんきょてんとう せいび
地域生活支援拠点等の整備

平成 32 年度末の目標値	1 か所
---------------	------

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	京築地区（行橋市、苅田町）の状況をみながら、地域生活支援拠点等の整備を図ります。
国指針 (目標値設定に あたっての指針)	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または圏域に少なくとも1つを整備する。

4

ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこう
福祉施設から一般就労への移行

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成 32 年度中に一般就労する者の数

平成 32 年度末の目標値	6 人
---------------	-----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	平成 28 年度の一般就労への移行実績（4 人）の 1.5 倍である 6 人が就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者として設定します。
国指針 (目標値設定に あたっての指針)	平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末の目標値	4 人
---------------	-----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	平成 28 年度末における利用者数（3 人）の 2 割以上増加の 4 人を就労移行支援事業の利用者数として設定します。
国指針 （目標値設定に あたっての指針）	平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における 利用者数の 2 割以上増加とする。

(3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所数

平成 32 年度末の目標値	1 か所
---------------	------

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	町内に就労移行支援事業所はありませんが、新たに設置した 場合、上記の目標値とします。
国指針 （目標値設定に あたっての指針）	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所 の数を 5 割以上とする。

(4) 就労定着支援 1 年後の就労定着率

平成 31 年度末の目標値	8 割
---------------	-----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	就労定着支援を開始したときから 1 年後の職場定着率を 8 割 と設定します。
国指針 （目標値設定に あたっての指針）	就労定着支援事業による事業を開始した時点から 1 年後の職 場定着率を 8 割以上とする。

平成 32 年度末の目標値	8 割
---------------	-----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	就労定着支援を開始したときから 1 年後の職場定着率を 8 割 と設定します。
国指針 （目標値設定に あたっての指針）	就労定着支援事業による事業を開始した時点から 1 年後の職 場定着率を 8 割以上とする。

(1) 児童発達支援センターの設置

平成32年度末の目標値	2か所
-------------	-----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	京築地区に児童発達支援センターが2か所整備されており、サービスを提供しています。
国指針 (目標値設定に あたっての指針)	児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

平成32年度末の目標値	4か所
-------------	-----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	京築地区に保育所等訪問支援を提供している事業所が4か所あり、サービスを提供しています。
国指針 (目標値設定に あたっての指針)	保育所等訪問支援を各市町村で利用できる体制を構築する。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保

平成32年度末の目標値	1か所
-------------	-----

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	京築地区に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が1か所あり、サービスを提供しています。
国指針 (目標値設定に あたっての指針)	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも1か所以上確保する。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

平成 30 年度末の目標値	1 か所
---------------	------

国指針を踏まえた 目標値設定の考え方	対象児の支援の必要に応じて母子保健、医療機関、障がい福祉サービス事業所、保育園（所）、学校等の関係機関による医療的ケア児支援に関する情報交換及び支援方法の協議を行います。
国指針 (目標値設定に あたっての指針)	医療的ケア児支援の協議の場を各市町村又は圏域において設置する。

だい しょう
第2章

しょう ふくし
障がい福祉サービス

(1) サービスの内容

① **居宅介護（ホームヘルプサービス）**

ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がい者の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

② **重度訪問介護**

重度の肢体不自由で常時介護を要する障がい者の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

③ **同行援護**

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者が外出する際に、ヘルパー等が同行し、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他必要な援助を行うサービスです。

④ **行動援護**

知的障がい・精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

⑤ **重度障害者等包括支援**

重度の要支援状態で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供するサービスです。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

第4期中の訪問系サービスの利用実績については、年度によって増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。行動援護と重度障害者等包括支援については、京築圏内に事業所がないため、本町での利用者はいません。

【見込量の定め方】

居宅介護（ホームヘルプサービス）は平成 27 年度から平成 29 年度の実績を鑑み、見込みの利用人数を 26 人とし、平成 27 年度から平成 29 年度の一人あたりの平均利用時間を乗じています。重度訪問介護、同行援護は、平成 27 年度から平成 29 年度の実績の利用人数を継続し、一人あたりの平均利用時間を乗じています。行動援護と重度障害者等包括支援は、近隣に事業所がなく、本町の利用実績はないため、今期も利用見込みは 0 としました。

【基本指針より】

訪問系サービスについては、障がい者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低 1 か所確保できるように努める必要がある。小規模町村等において訪問系サービスを行う事業を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護事業所に対して、法に基づく居宅介護事業所としての指定をとるよう促すなどの工夫が必要である。

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

月あたり		第 4 期			第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分 （／月）	見込み	256	284	316	286	286	286
	実績	253	223	264			
実人数 （／月）	見込み	21	19	18	26	26	26
	実績	22	23	25			

② 重度訪問介護

月あたり		第 4 期			第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分 （／月）	見込み	208	254	311	151	151	151
	実績	158	141	153			
実人数 （／月）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

③ 同行援護

月あたり		第 4 期			第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分 （／月）	見込み	32	32	32	34	34	34
	実績	34	36	32			
実人数 （／月）	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

④ 行動援護

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
時間分 （／月）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
実人数 （／月）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

⑤ 重度障害者等包括支援

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
時間分 （／月）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
実人数 （／月）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

（3）支援の方向性

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本として、福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、重度・重複化を含む身体・知的・精神障がいの特性に応じた対応ができるように、ホームヘルパー等の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できる体制づくりを推進します。

行動援護・重度障害者等包括支援については、今後、需要は増加してくるものと考えられますが、近隣に事業所がないため、今後は事業所の積極的な参入を促し、サービス提供体制の整備に努めます。

(1) サービスの内容

① **生活介護**

常時介護が必要な人を対象に、昼間に入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

② **自立訓練（機能訓練）**

身体障がい者を対象に、自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

③ **自立訓練（生活訓練）**

知的障がい・精神障がい者を対象に、一定期間、日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

④ **就労移行支援**

一般企業等への就労を希望する、65歳未満の人を対象に、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を一定期間行うサービスです。

⑤ **就労継続支援（A型）**

一般企業等での就労が困難な利用開始時に65歳未満の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

⑥ **就労継続支援（B型）**

年齢や体力の面で一般企業等で雇用されることが困難な人、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人などに生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

⑦ **就労定着支援【新規】**

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を実施します。

⑧ **療養介護**

医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

⑨ 短期入所（福祉型）、⑩ 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて、施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

（２）サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

利用人数については、就労継続支援（A型）のみ増加傾向にあります。自立訓練（生活訓練）、短期入所（福祉型）については、利用人数は増加していませんが、人日は増加しており、一人あたりの利用日数が増加していると考えられます。その他のサービスについては年度により増減しています。

【見込量の定め方】

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、短期入所（福祉型）については、平成 27 年度から平成 29 年度実績を鑑み、見込みの利用人数を算出し、平成 27 年度から平成 29 年度の実績から平均利用人日を算出し乗じています。それ以外のサービスについては実績等を鑑み、見込んでいます。

【基本指針より】

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になった時などに対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

① 生活介護

月あたり		第 4 期			第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 （／月）	見込み	1,087	1,129	1,172	1,008	1,008	1,008
	実績	1,108	943	977			
実人数 （／月）	見込み	52	52	53	48	48	48
	実績	51	49	47			

② 自立訓練（機能訓練）

月あたり		第 4 期			第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 （／月）	見込み	23	23	23	46	46	46
	実績	0	0	0			
実人数 （／月）	見込み	1	1	1	2	2	2
	実績	0	0	0			

③ 自立訓練（生活訓練）

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分 （／月）	見込み	70	84	98	69	69	69
	実績	48	60	66			
実人数 （／月）	見込み	5	6	7	3	3	3
	実績	3	3	3			

④ 就労移行支援

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分 （／月）	見込み	87	101	117	66	88	110
	実績	98	57	59			
実人数 （／月）	見込み	5	6	8	3	4	5
	実績	6	3	3			

※国指針：就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行については、平成32年度の移行者数が平成28年度の移行実績の1.5倍とすること、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末の利用者数が平成28年度末の利用者から2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

⑤ 就労継続支援（A型）

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分 （／月）	見込み	460	460	460	560	580	600
	実績	360	362	442			
実人数 （／月）	見込み	20	20	20	28	29	30
	実績	17	20	22			

⑥ 就労継続支援（B型）

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分 （／月）	見込み	1,019	1,088	1,161	1062	1080	1098
	実績	934	818	973			
実人数 （／月）	見込み	54	54	54	59	60	61
	実績	50	49	53			

⑦ 就労定着支援【新規】

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数 （／月）	見込み					2	3

※国指針：就労定着支援事業による事業を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすること。

⑧ 療養介護

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実人数 （／月）	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3			

⑨ 短期入所（福祉型）

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分 （／月）	見込み	45	53	55	40	40	40
	実績	30	28	31			
実人数 （／月）	見込み	9	11	11	5	5	5
	実績	4	4	4			

⑩ 短期入所（医療型）

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分 （／月）	見込み	5	7	10	1	1	1
	実績	0	0	0			
実人数 （／月）	見込み	1	1	2	1	1	1
	実績	0	0	0			

（3）支援の方向性

多様な民間事業者の参入を促進し、サービスの提供体制を整えるとともに、利用者一人ひとりの状況に応じた日中活動の場を提供できる体制づくりに努めます。

また、障がい者の就労に関しては公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等を通じて、就労促進や雇用先の確保等を進めるとともに、公的機関においては、障がい者の経済的自立を進める観点から「平成 29 年度みやこ町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、福祉施設からの優先的発注を行い、福祉的就労を支援します。

就労継続支援（B 型）の事業所必要量は充足しているため、今後も利用者数に応じて新規事業所の施設整備を検討していきます。

短期入所に関しては、家族の休息や緊急時の利用が多く、医療援助の必要な方も増えてきていることから、本人・家族のニーズに速やかに対応できるサービス体制を質・量ともに確保できるよう、サービス事業者や医療機関と協議、調整を行います。

(1) サービスの内容

① **自立生活援助【新規】**

障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行うサービスです。

② **共同生活援助（グループホーム）**

地域で共同生活を営むのに支障がない人を対象に、共同生活住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

③ **施設入所支援**

施設に入所する人を対象に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の支援を行うサービスです。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

共同生活援助（グループホーム）については、増加傾向にあり、施設入所者については、減少傾向にあります。

【見込量の定め方】

共同生活援助（グループホーム）については、実績をもとに増加傾向で設定し、施設入所支援については、実績をもとに減少傾向で設定し、地域生活への移行を進めていきます。新規サービスである自立生活援助については、本町にサービス事業者はありませんが、必要なサービスであると考えられるため見込みは1人としました。

① **自立生活援助【新規】**

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数（／月）	見込み				1	1	1

② **共同生活援助（グループホーム）**

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数（／月）	見込み	31	32	33	33	35	37
	実績	33	34	33			

③ 施設入所支援

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実人数 （／月）	見込み	37	36	35	32	31	30
	実績	34	31	30			

※国指針：平成32年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数が平成28年度末時点から2%以上削減すること。

（3）支援の方向性

障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるよう共同生活援助（グループホーム）の充実を図ります。施設入所については国の方針に沿って入所者の生活状況やニーズ把握を行い、地域移行を進めます。

自立生活援助については、本町に事業所がないため、今後は事業所の積極的な参入を促し、サービス提供体制の確保に努めます。

(1) サービスの内容

① 地域相談支援（地域移行支援）

支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、地域生活に移行する支援を行います。

② 地域相談支援（地域定着支援）

単身もしくは同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、連絡体制を常時確保し、緊急の相談等に応じます。

③ 計画相談支援

サービス利用の支給決定時または決定後に、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成します。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

地域相談支援（地域移行支援）については、平成 28 年度に地域生活に移行するため、1 人が利用しました。地域相談支援（地域定着支援）は、京築圏内に事業者も少なく、本町での利用はありません。計画相談支援は、平成 29 年度は増加しています。

【見込量の定め方】

計画相談支援については福祉サービス利用者全員に計画相談を実施するようになったため、想定される新規利用者分を加算して算出しています。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、ほとんどありませんが必要だと思われるサービスのため 1 人と見込んでいます。

【基本指針より】

指定計画相談支援の事業を行う事業所について、各市町村において事業を実施する事業所を確保できるよう努める必要がある。

① 地域相談支援（地域移行支援）

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実人数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	0			

② 地域相談支援（地域定着支援）

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実人数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

③ 計画相談支援

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実人数 （／年）	見込み	252	273	314	199	205	210
	実績	133	155	177			

※障がい福祉サービス、地域相談支援の利用者すべてを対象として見込むこと。

（3）支援の方向性

すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう事業所と連携し、サービスの提供体制の整備に努めます。当事者や家族等が気軽に相談できるように情報の発信、啓発に努めます。

また、苅田町と共同で設置している京都郡地域自立支援協議会を活用し、相談支援専門員との連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。

(1) サービスの内容

① **児童発達支援**

就学前児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。

② **放課後等デイサービス**

授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うサービスです。

③ **保育所等訪問支援**

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行うサービスです。

④ **居宅訪問型児童発達支援**

居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行うサービスです。

⑤ **医療型児童発達支援**

児童発達支援及び治療を行うサービスです。

⑥ **障がい児相談支援**

障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。

モニタリングは障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターとして養成された相談支援専門員の町内の相談支援事業所における配置人数です。コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行い、協議の場に参画し、地域における課題の整理を行いながら医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

放課後等デイサービスについては、平成 29 年度の利用人数が 39 人となっており大きく増加しています。障がい児相談支援については利用人数が増加傾向にあります。

【見込量の定め方】

児童発達支援については、月の利用人数を 15 人程度と見込み、平成 27 年度から平成 29 年度の一人あたりの平均利用人日に乗じています。放課後等デイサービスについては、平成 29 年度は大きく増加していますが、これ以上は、利用人数は延びないと考えられるため、平成 29 年度実人数に平成 27 年度から平成 29 年度の平均利用人日に乗じています。

新規サービスである居宅訪問型児童発達支援についてはサービス事業所がないため、0 人としています。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については 1 人と見込んでいます。

その他のサービスについては実績を鑑み見込んでいます。

① 児童発達支援

月あたり		第 4 期			第 5 期 (見込み)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 (/月)	見込み	83	98	115	135	135	135
	実績	134	115	129			
実人数 (/月)	見込み	7	9	10	15	15	15
	実績	15	13	14			

② 放課後等デイサービス

月あたり		第 4 期			第 5 期 (見込み)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 (/月)	見込み	276	299	322	585	663	715
	実績	348	367	519			
実人数 (/月)	見込み	12	13	14	45	51	55
	実績	28	28	39			

③ 保育所等訪問支援

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分 （／月）	見込み	5	5	10	4	4	4
	実績	0	2	2			
実人数 （／月）	見込み	1	1	2	2	2	2
	実績	0	1	1			

④ 居宅訪問型児童発達支援

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分 （／月）	見込み				0	0	0
実人数 （／月）	見込み				0	0	0

⑤ 医療型児童発達支援

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分 （／月）	見込み	0	0	0	23	23	23
	実績	0	0	0			
実人数 （／月）	見込み	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	0			

⑥ 障がい児相談支援

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数 （／月）	見込み	20	23	26	72	78	82
	実績	48	56	65			

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

月あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実人数 （／月）	見込み				1	1	1

（3）支援の方向性

サービスを必要とする児童に対して、適切な通所支援サービスが提供できるようサービスの提供体制を整えます。また、医療型児童発達支援については、専門性のある医療機関でないとサービス事業所の指定を受けられず、町内、京築圏内には事業所はありませんでしたが、平成25年度に「行橋京都児童発達相談センター ポルト」が開設されました。今後、事業

所との連携を図り、サービスの提供を行っていきます。

だい しょう
第3章

ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業



(1) サービスの内容

① **理解促進研修・啓発事業**

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

パンフレット作成やホームページの整備等を行い、啓発に努めました。

【見込量の定め方】

現在実施している事業をさらに充実するとともに、障がい者の理解をより深めるための研修やイベント等の開催を工夫します。

① **理解促進研修・啓発事業**

有無		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施の有無	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

(3) 支援の方向性

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため、主に広報活動を通じて地域住民への働きかけを強化します。特定の住民だけではなく、多くの住民が事業に関心を持つためにも、誰もが参加しやすいイベント等を開催し、障がい者理解の充実に努めます。

(1) サービスの内容

① **自発的活動支援事業**
障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

第4期では実績がありませんでした。

【見込量の定め方】

障がい者等やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会等の実施を検討しています。

① **自発的活動支援事業**

有無		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無			

(3) 支援の方向性

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

(1) サービスの内容

① 障害者相談支援事業

障がい者やその家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、権利擁護のための必要な支援を行います。

② 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

障がい福祉サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援ができる指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所を4か所としました。また、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談できる事業所を2か所としました。

【見込量の定め方】

現在の状況及び利用動向、広域の検討等を踏まえて、実施か所数を設定します。

① 障害者相談支援事業

か所数		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
か所	見込み	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4			

② 地域自立支援協議会

か所数		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
か所	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

(3) 支援の方向性

国の方針に沿って相談支援体制を充実します。身体・知的・精神障がいの相談を総合的に行うとともに、利用者のニーズに応じたケアマネジメントが行える人材育成と支援体制を整備します。

地域の障がい者福祉に関するシステムづくりの中核として、「京都郡地域自立支援協議会」を苅田町と共同設置し、今後も運営していきます。

(1) サービスの内容

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

平成29年度は成年後見制度利用支援事業の利用者が3名に増えました。

【見込量の定め方】

現在の状況及び利用動向を踏まえて、利用件数を設定しました。

① 成年後見制度利用支援事業

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数 （／年）	見込み	2	2	2	5	5	5
	実績	1	2	3			

(3) 支援の方向性

利用件数は平成27年度から平成29年度にかけて利用者は増加しています。今後は、利用希望に対応できるサービスの提供体制を整えるとともに、事業の周知を行います。

(1) サービスの内容

① **成年後見制度法人後見支援事業**
 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

第4期では実績はありませんでした。

【見込量の定め方】

第4期では実績はありませんでしたが、今後の利用希望者のためにも見込量を設定します。

① **成年後見制度法人後見支援事業**

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

(3) 支援の方向性

今後も、サービス提供体制を整えるとともに、事業の周知を行います。

(1) サービスの内容

- ① **手話通訳者派遣事業**
聴覚障がい者が公的機関等に赴く時などで円滑な意思の疎通が困難な場合に、手話通訳者を派遣します。
- ② **要約筆記者派遣事業**
聴覚障がい者が公的機関等に赴く時などで円滑な意思の疎通が困難な場合に、要約筆記者を派遣します。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

平成28年度に手話通訳者派遣事業で7件の利用実績がありました。

【見込量の定め方】

利用動向等を踏まえて見込んでいます。また、要約筆記者派遣事業については、第4期では実績はありませんでしたが、今後の利用希望者のためにも見込量を設定します。

① 手話通訳者派遣事業

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	7	0	/	/	/

② 要約筆記者派遣事業

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	/	/	/

(3) 支援の方向性

本町では、手話通訳者派遣事業を「京築手話協会」に委託しており、今後も希望者へ派遣が行えるよう、事業を周知し、サービスの利用支援を図ります。

(1) サービスの内容

① 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成事業

聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が、その他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、意思伝達的手段として手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行います。また、養成のための講座の開催を検討します。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

第4期の実績はありませんでした。

【見込量の定め方】

第4期の実績はありませんが、今後は手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成のためにも講座の開催を検討します。

① 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成事業

有無		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施の有無	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無			

(3) 支援の方向性

聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が、その他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にすることが必要であると考えられるため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成のための講座を開催し、奉仕員の拡充に努めます。



(1) サービスの内容

障がい者に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなど身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイス等のうち、利用者及び介助者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

⑥ 住宅改修費

居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

年度によっては実績が見込量を上回っているところもあります。また、排泄管理支援用具については、増加傾向にあります。

【見込量の定め方】

各種サービス量については、今までの実績を勘案し、見込んでいます。

① 介護・訓練支援用具

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	1	2	2			

② 自立生活支援用具

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	1	0	4			

③ 在宅療養等支援用具

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	11	0	4			

④ 情報・意思疎通支援用具

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	8	4	0			

⑤ 排泄管理支援用具

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	383	408	435	420	440	460
	実績	318	363	390			

⑥ 住宅改修費

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	1			

(3) 支援の方向性

障がい者が安心して日常生活を送るために、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がいの種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。

18歳未満で聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する事業である軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施しています。

9 いどうしえんじぎょう 移動支援事業

(1) サービスの内容

① 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

見込みより実績が多くなっています。利用者が微増の傾向にあります。

【見込量の定め方】

平成27年度と平成29年度を比べると実利用者数の数は同じですが、利用時間は100時間以上の差があります。これは一人の利用時間が増えていると考えられますが、現在の状況を勘案し、平成30年度から平成32年度の見込量を設定しました。

① 移動支援事業

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委託事業所数（か所）	見込み	8	8	8	9	9	9
	実績	9	8	7			
実利用者数（／年）	見込み	7	7	7	9	9	9
	実績	9	6	9			
利用時間（／年）	見込み	269	279	289	400	400	400
	実績	380	353	505			

(3) 支援の方向性

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。また、サービスの提供体制の確保を図るため、居宅介護等個別給付のサービス提供を行う事業者、これまでの支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている事業者等を活用した事業委託に努め、利用者が自由にその事業者を選択できるような仕組みを構築します。



ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター 基礎的事業・機能強化事業

(1) サービスの内容

- ① **地域活動支援センターⅠ型**
 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
- ② **地域活動支援センターⅡ型**
 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ③ **地域活動支援センターⅢ型**
 事業内容はⅡ型と同様です。利用者数に応じてⅡ型とⅢ型で区分されます。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

行橋市にある「地域活動支援センター美夜古」でⅢ型事業をおこなっています。

【見込量の定め方】

現在の状況並びに今後の動向を踏まえて、実施か所数を設定しています。

① 地域活動支援センターⅠ型

か所数			第4期			第5期（見込み）		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
Ⅰ型 （か所）	実施 か所数	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

② 地域活動支援センターⅡ型

か所数			第4期			第5期（見込み）		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
Ⅱ型 （か所）	実施 か所数	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

③ 地域活動支援センターⅢ型

か所数			第4期			第5期（見込み）		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
Ⅲ型 （か所）	実施 か所数	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			

（3）支援の方向性

地域の実情に応じた創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの機能を充実し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

11 たしぎょう
その他の事業

（1）サービスの内容

① 日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

② 身体障害者自動車改造助成事業

身体障がい者の社会参加の促進を目的として、本人が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

③ 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(2) サービスの実績及び見込量

【実績の検証】

平成 27 年度では「日中一時支援事業」の委託事業所数は6か所でしたが、平成 29 年度では 12 か所と2倍に増えています。利用者数も年々増加しています。身体障害者自動車改造助成事業では実績がありませんでした。更生訓練費給付事業では平成 27 年に1件の実績がありました。

【見込量の定め方】

日中一時支援事業の利用者数は微増の傾向にあります。現在の状況及び今後の動向を踏まえて、利用者数を見込みました。

身体障害者自動車改造助成事業については、第4期では実績はありませんでしたが、今後の利用希望者のためにも提供体制を整備します。更生訓練費給付事業については、平成 27 年度の1件のみの実績となっていますが、今後の給付希望者のためにも提供体制を整備します。

① 日中一時支援事業

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
委託事業所 数（か所）	見込み	8	8	8	12	12	12
	実績	6	11	12			
利用者数 （／年）	見込み	15	15	15	13	13	13
	実績	6	10	11			
利用回数 （／年）	見込み	1,014	1,018	1,022	650	650	650
	実績	431	634	505			

② 身体障害者自動車改造助成事業

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

③ 更生訓練費給付事業

年あたり		第4期			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
給付件数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

(3) 支援の方向性

事業内容の周知に努めるとともに、事業の利用促進を図ります。日中一時支援事業については、障がい者の家族の一時的な介護負担の軽減や就労支援のために、今後、より一層ニーズが高まるサービスです。そのため、委託事業所の確保や利用者個々に応じたサービス提供体制の充実に努めます。

だい しょう
第4章
けいかく すいしん
計画の推進

1

かんけいきかんとく れんけい
関係機関等との連携

障がい者が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、「京都郡地域自立支援協議会」を中心に、地域におけるネットワークの構築・強化を推進します。

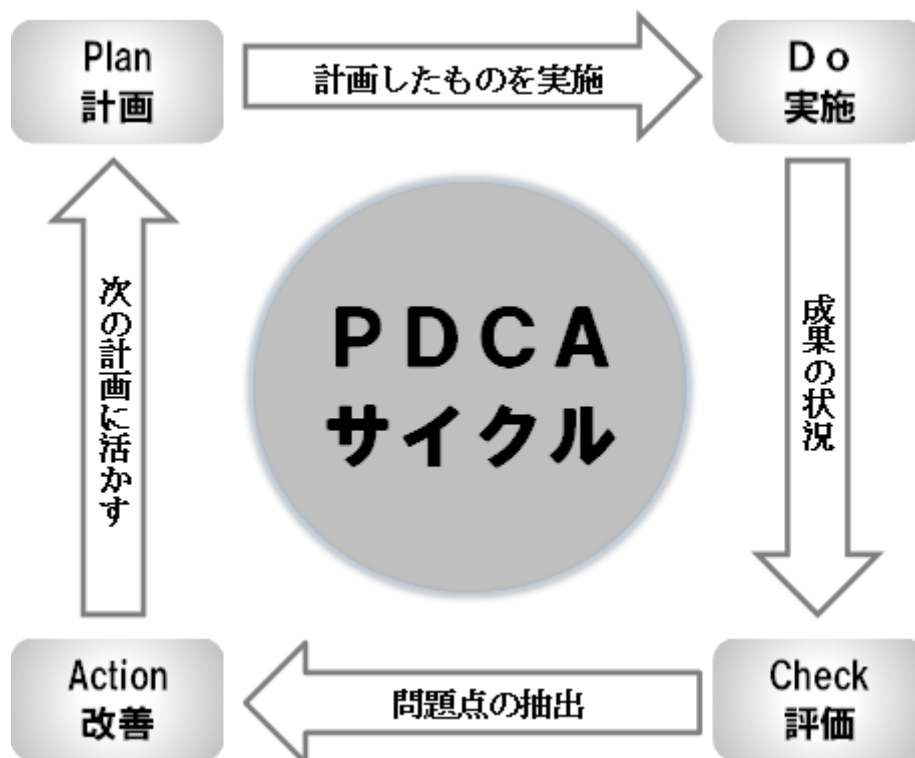
2

ちょうないすいしんたいせい せいび
庁内推進体制の整備

障がい福祉施策については、保健・医療・教育・就労等全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課が緊密な連携をとり、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

本計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、社会状況の変化や国の障がい施策の動向を踏まえ、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。このPDCAサイクルに沿って本町では、数値目標について、「みやこ町障害福祉施策検討委員会」において、毎年定期的に審議を行います。



本計画について、「広報みやこ」やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。また、自治会や民生委員・児童委員等地域で活動する人の協力を得て、障がい者をはじめとした地域住民への計画の周知・広報を行っていけるよう連携を図ります。

しりょうへん
資料編

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づくみやこ町障害者計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づくみやこ町障害福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、みやこ町障害福祉施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害福祉計画等の策定に関し必要な事項に関すること。
- (2) その他障害福祉施策に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 医師会の医師
- (4) 各種障害者関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他町長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て・健康支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月15日告示第59号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第22号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第32号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第10号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月21日告示第8号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月25日告示第67号）

この告示は、公表の日から施行する。

選出区分	氏名	団体	備考
町議会議員	柿野 正喜	みやこ町議会議員	委員長
	金房 眞悟	みやこ町議会議員	
学識経験者	寺島 正博	福岡県立大学	
医師	岡本 俊昭	医療法人もえぎ 岡本医院	
障害者関係団体	石谷 英樹	こすもす園・京都	副委員長
	武田 光雄	みやこ町身体障害者福祉協会	
	久松 逸雄	みやこ町知的障害者相談員	
	山下 成子	みやこ町民生委員児童委員協議会	
	嶋田 光雄	みやこ町民生委員児童委員協議会	
	中村 武志	みやこ町民生委員児童委員協議会	平成29年10月27日まで
	佐々木 公明	みやこ町民生委員児童委員協議会	平成29年10月28日から
	進 友雄	みやこ町社会福祉協議会	
行政機関	森田 文久	福岡県京築保健福祉環境事務所	
	秋吉 良晴	みやこ町教育委員会	

3

さくていけいか
策定経過

回数	日程	内容
第1回	平成29年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ町障害福祉施策検討委員会について ・第2期みやこ町障害者計画・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成29年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を取り巻く現状について ・アンケート調査の実施について ・今後のスケジュールについて
第3回	平成30年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査及び事業者ヒアリングの結果の概要報告について ・関連施策報告について ・今後のスケジュールについて
第4回	平成30年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス量推計について ・計画原案の検討について

あ行

◆育成医療

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わない時は将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

◆インクルーシブ教育

障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場においてともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことをめざす教育のこと。

か行

◆共生社会

国の「重点施策実施5か年計画」において、「共生社会は、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会」とされている。

◆共同生活援助（グループホーム）

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。

◆ケアマネジメント

障がい者及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

◆計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成する。

◆権利擁護

住民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとする事。

◆高機能自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにとだわることの特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

さ行

◆市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい等で判断能力が不十分になった人に親族がない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。自治体等が行う養成研修を行っている。

◆社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

◆手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

◆障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者と定義された。平成 16 年の一部改正では、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。また、平成 23 年の一部改正により、発達障がい等を含めて障がい者の定義の見直しが行われたほか、地域社会における共生等が理念として盛り込まれた。

◆障害者虐待防止法

虐待の禁止、予防等に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者に対する支援等を定めた法律のこと。

◆障害者差別解消法

障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が求められている法律のこと。

◆障害者週間

12月3日から12月9日。障がいや障がい者への関心と理解を深め、障がい者の社会参加への意欲を高めるための啓発活動を行う。

◆障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で福祉・教育・雇用等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。

◆障害者自立支援法

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類ごとに分かれていた障がい者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障がい者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律（平成 18 年施行）。平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に法律名が変更になり、制度が一部変更となった。

◆障害者総合支援法

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法に変わり、すべての人が基本的人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的として平成 25 年 4 月 1 日から施行された。この法律によって新たに難病患者も障がい福祉サービスの利用が可能となり、また重度訪問介護の対象者拡大やグループホームとケアホームの一元化等が実施されている。

◆障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づける等、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

◆情報通信技術（ICT）

「Information Communication Technology」の略称。情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービス等の情報通信技術の総称のこと。

◆ジョブコーチ

障がい者が一般の職場で働くことを実現するため、障がい者ができることとできないことを事業所に伝達する等、障がい者と企業の双方を支援する就労支援の専門職のこと。

◆自立支援医療

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者総合支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められた。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により行為能力が十分でない人の法律行為を保護・援助する後見人を決める制度。すでに精神障がいがある場合に決める法定後見制度と、意思能力があると認められた身体障がい者や体の自由がきかない高齢者が能力が衰える前に後見人を決める任意後見制度があり、申し立てを受けた家庭裁判所が審判を行う。

◆相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た行

◆地域活動支援センター

障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ。

な行

◆日常生活用具

重度の障がいのある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や難聴障がい者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープ等がある。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

は行

◆発達障がい

発達障害者支援法で「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

◆福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障がいのある人が、各種障害者支援施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

◆福祉避難所

災害時に高齢者や障がい者、妊婦ら、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる２次避難所。一般の避難所の状況を判断した上で必要な時に開設されるため、最初から避難所として利用されるわけではない。

や行

◆要約筆記者

聴覚障がいのある人に対して話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者。大会等の場において講演内容等を要約筆記するほか、広報活動等に協力する。

ら行

◆ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

◆療育

障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

(市外局番 0930)

みやこ町役場（本庁）			電話	
本庁	代表		32-2511	
	3階	議会事務局	32-2655	
	2階	総務課 (人権男女共同参画室)		32-2511 32-6009
		行政経営課		32-2511
		財政課		
		観光まちづくり課		32-2512
		農林業振興課		
		農業委員会事務局		
		1階	会計課	
	税務課		32-2515	
	住民課		32-2510	
	保険福祉課		32-2516	
	子育て・健康支援課		32-2725	

みやこ町役場（別館）		電話
別館	代表	32-2511
	上下水道課	32-6003
	総合行政委員会事務局	32-6004
	学校教育課	32-6005
	生涯学習課	32-6006
	建築課	32-6014
	都市整備課	32-6007
	地域包括支援センター	32-8032

みやこ町役場（犀川支所・豊津支所・伊良原出張所）		電話
犀川支所	代表	42-0001
	住民課	
豊津支所	代表	33-3111
	住民課	
	税務課	
伊良原出張所		43-5111

※平成 30 年 3 月現在の配置であり、平成 29 年度以降課の配置が変わる予定があります。

みやこ町第2期障害者計画

(平成30年度から平成35年度)

みやこ町第5期障害福祉計画及び

第1期障害児福祉計画

(平成30年度から平成32年度)

平成30年3月発行

発行

みやこ町 子育て・健康支援課

〒824-0892

住所 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地

電話 : 0930-32-2725

F A X : 0930-32-4563